

# 中小古墳における形態と規模の企画性

沼澤 豊

## はじめに

四街道市清水遺跡の報告書<sup>1)</sup>が刊行され、かれこれ20年あまりにわたり発掘調査されてきた遺跡の概要が明らかにされた。物井古墳群(第1、2図)に属する古墳17基についても報告されたが、古墳群の形成過程や集落遺跡との関係などについては、隣接の新久遺跡及び出口遺跡内の古墳が報告され、物井古墳群の全容が明らかにされる際、しかるべく考察が行われるものと思う。本稿では、清水遺跡内の古墳の築造企画について検討し、その当初プラン及び規模を確定するとともに、派生する問題について若干の考察を加えるものとする。

## 1 小規模古墳の墳丘規模

物井古墳群中の古墳の規模については、渡辺修一氏によって、近傍の池花南古墳群の報告<sup>2)</sup>の際に一部取り上げられている。

渡辺氏は、池花南古墳群中の円墳には、それぞれ同一の規模(直径)となるものがあり、墳丘規模に規格性があると指摘された。ほかに御山古墳群や未報告の清水遺跡、新久遺跡の古墳にも互いに同一規模になる古墳があることを指摘し、高麗尺の5尺きざみの規格が存在すると考え、このことから古墳の規模の決定には、「物井大集団」による「統一的な規制力が働いていた」と想定された。卓見であり、このような小規模古墳においても一定の墳丘規格(規模)の序列が存在したことを明らかにし、各古墳群や支群間における集団関係の把握への見通しを示された点も大いに評価される。

渡辺氏が指摘された規模のランキングは第1表のとおりである。池花南古墳群や物井古墳群では、円墳や帆立貝古墳など円丘系主丘部の直径は6ランクに集約されるということであり、何らか「統一的な規制力が働いていた」という視点とともに、事実として認めるべきであろう。ただ、高麗尺の使用に関しては、これ

から述べるように賛同できない(渡辺氏も近年は高麗尺使用には懐疑的であるという)。

筆者はこれまでの研究によって、古墳は主丘部直径の24分の1の長さ(24等分値)を基準単位として設計されていること、つまり墳丘第1段(裾線)の半径を12単位とし、1段目の肩の線や2段目以上の裾、肩線の半径のほか、前方部の長さや幅、周溝の幅なども同じ基準単位によって割りつけられていることを明らかにしてきた。

また、主丘部直径または一辺の長さは、最初の古墳である奈良県箸墓古墳の後円部直径120歩(164.4m)を基準として、古墳尺(1尺22.9cm、1歩1.37m)の6歩(8.22m)きざみにあらかじめ定められた規格値の序列の中から選択されていること、径30歩(41.1m)以下の中小規格では3歩(4.11m)きざみに微調整された規格が存在することを明らかにした(第2表)<sup>3)</sup>。

1例を示すと、佐倉市池向3号墳<sup>4)</sup>は直径24歩(32.9m)の主丘部規格をもち、この値の企画図(第3図)を作成すると、墳裾は半径12単位の円周に一致し、二重の周溝と中堤はそれぞれ2単位の幅でめぐっていることがわかる。第1主体である箱式石棺及び追加された5基の木棺は、すべて半径7単位の円周の外側に配置されている。墳丘は完全に削平されていたが、おそらく半径7単位の内側に高い盛土(墳丘第2段)があり、その外側は低平なテラス状になっていて、次々と主体部を追加しやすいような墳丘構造になっていたものと思われる。このように、この古墳が主丘部直径

第1表 渡辺修一氏による主丘部規模のランキング

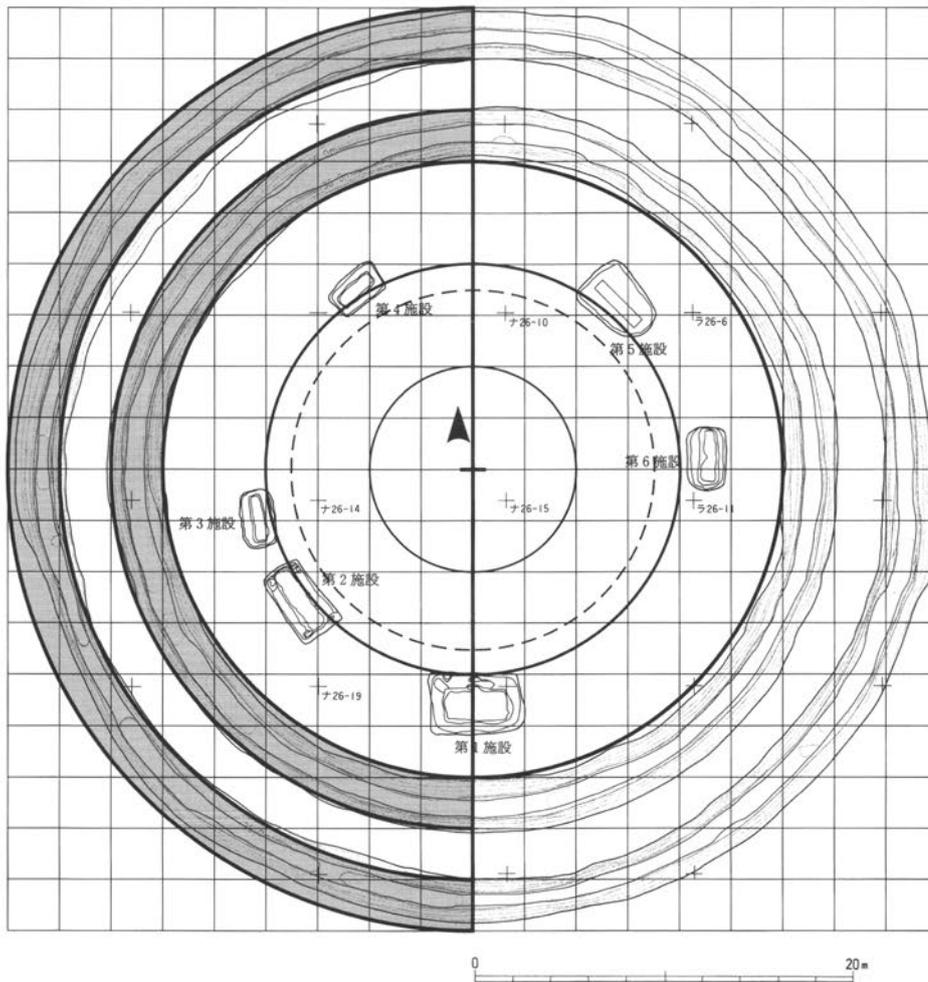
ランク	古墳名	直径	尺数
①	清水S02	25.2m	70尺
②	清水S01、03、04	19m強~20m	55尺
○	池花南SX-02、03	17.8~18.4m	50尺
③	御山SX-020、036、42 清水遺跡の3基 新久遺跡の2基	15mあまり	高麗尺導入以前
④	池花南SX-01、05、07	12.2~12.8m	35尺
⑤	池花南SX-06、08、11、18	径8.0~8.9m	25尺



第1図 物井古墳群位置図



第2図 物井古墳群全体図



第3図 佐倉市池向3号墳企画図（径24歩・32.9m）1/400 一方格間隔2単位（以下の図も同様）

を24歩とし、その24等分値を基準単位として設計されていることは明らかである。

茨城県南部から千葉県北半部にかけて、墳丘裾に主体部を設置するいわゆる「変則的古墳」が分布することを明らかにしたのは市毛勲氏であった<sup>5)</sup>。池向3号墳はまぎれもなく変則的古墳であり、この種の古墳の当初プランがどのようなものであったかを明瞭に示す事例といえる。同様の企画性を示す古墳は千葉県北半部に多数存在する<sup>6)</sup>。物井古墳群の諸墳も基本的に同じ企画性を持ち、また中小規格の古墳であるから、古墳尺3歩きざみの墳丘規格の序列中から、いずれか一つの値を選択して築造されているはずである。

渡辺氏が指摘した規格値は、○の17~18mを除くと、①が約25.2m、②が20m前後、③が15mあまり、④は12m前後、⑤が9m前後で、ほぼ4m前後の間隔になっている。これは古墳尺3歩(4.11m)の差に一致する。

①は径18歩(24.7m)、②は径15歩(20.6m)、③は径12歩(16.4m)、④は径9歩(12.3m)、⑤は径6歩(8.2m)の規格に相当し、各古墳がこの当初規格で営ま

れていることはまちがいない。

もとより古墳時代末期の、下総という中央からは僻遠の地の、しかも円墳という下位墳形の小規模な古墳である。専門的造墓技術者集団などが、その築造にどの程度関与していたのかもわからない。しかし、渡辺氏の指摘のとおり、一定の差をもつ同規模古墳が多数存在するのは事実であり、全国一律の墳丘規格の序列に従って築造されている事実是否定できないものと思われる。

そこで、まずは清水遺跡内の各古墳の当初プランと規模の検討を行い、どのような事実が明らかになるか確認しておきたい。

なお、各古墳の築造時期は『前方後円墳集成』の編年(以下、「集成編年」という)の10期からその直後のころ、暦年代では6世紀後葉から7世紀初頭ころまでの1~2世代程度の間と考えている。副葬品は直刀、刀子、鉄鏃、耳環、玉類にかぎられ、甲冑や馬具をもつものはない。象嵌装飾をもつ刀装具(S06号墳出土)が唯一特記すべき遺物といえる。

## 2 S16号墳検出の土嚢列をめぐって

清水遺跡S16号墳（以下「S16」と略す。ほかの古墳も同様とする）は前方後円墳とすべきか小方部墳（帆立貝古墳）とすべきか、意見が分かれそうなプランをもつ。主丘部規格は径18歩（24.7m）で、周溝下端付近でこの直径となる（第4図）。突出部の長さは周溝下端でおさえると9単位、両隅角は隅切りされ、最大幅は22単位と把握される。周溝外周線は、墳丘相似形と馬蹄形の中間的なプランをもつ。

**墳丘規模の把握面** 築造時に意図された墳丘規模が示される面（以下「墳裾面」という）が、周溝の掘削開始面なのか、それとも周溝の下端にあるとみるべきなのか意見の分かれるところである<sup>7)</sup>。墳裾に葺石の基底石が設置された古墳では、基底石で示される規模が当初規格であることは明らかである。問題は関東地方南部のように葺石のない古墳で、その場合は24等分値企画図によって墳丘各段の裾や肩の線、突出部各辺との一致状況を確認し、主体部の設置位置や規模なども勘案して慎重に判断しなければならない。

千葉市人形塚古墳では旧表土面でいわゆる地割線が検出され、後円部の二重の円周線のうち内円は墳丘第2段の裾を限る線、外円は周溝の掘削開始線と判明し、この古墳では周溝の掘削開始面が墳裾面であることが明らかになっている<sup>8)</sup>（第11図2）。さきに見た池向3号墳でも同様であり、北総地域では、周溝掘削面（旧表土面）に、予定された墳丘規格で円周線を描き、その外側を掘削して周溝とする手法が主流だったようである。特に、周溝幅の狭い場合には、周溝掘りこみ開始面を墳裾面とする例が多い。このような場合には、

周溝の内壁は墳丘外ということになる。

S16の場合は周溝下端がちょうど径18歩（24.7m）に一致した。もとより葺石もなく、斜面から溝底への移行も緩やかで、上端、下端線の捉え方も主観に左右され、絶対的なものではない。ただ、第3者が現場で認定した下端線が、筆者の提唱する古墳尺3歩差の規格値に一致する事実は、偶然といってうち捨ててよいものとは思われない。この古墳の場合、周溝内壁下端が墳裾面である可能性が高い。地表面に半径10単位ないし11単位の円周を描き、その外側を掘削して、周溝の下端で12単位、直径では18歩となるよう施工されたものと思われる。

このような手法は、畿内の大前方後円墳で広く採用されており、関東地方では、栃木県南部に分布する基壇古墳で確認されていて、決して例外的なものではない<sup>9)</sup>。基壇古墳の周溝幅は総じてかなり広いが、S16の周溝幅もほぼ4単位あってかなり広い。さきに見た池向3号墳の周溝は2単位の幅だったから、単位数ではこれより明らかに広い。周溝幅の広い古墳では、その下端線を墳丘裾とする手法が行われる場合もあった可能性が考えられる。後述のS01も周溝下端が径15歩（20.6m）の円周に一致するが、この古墳も周溝幅が広い部類に入る。

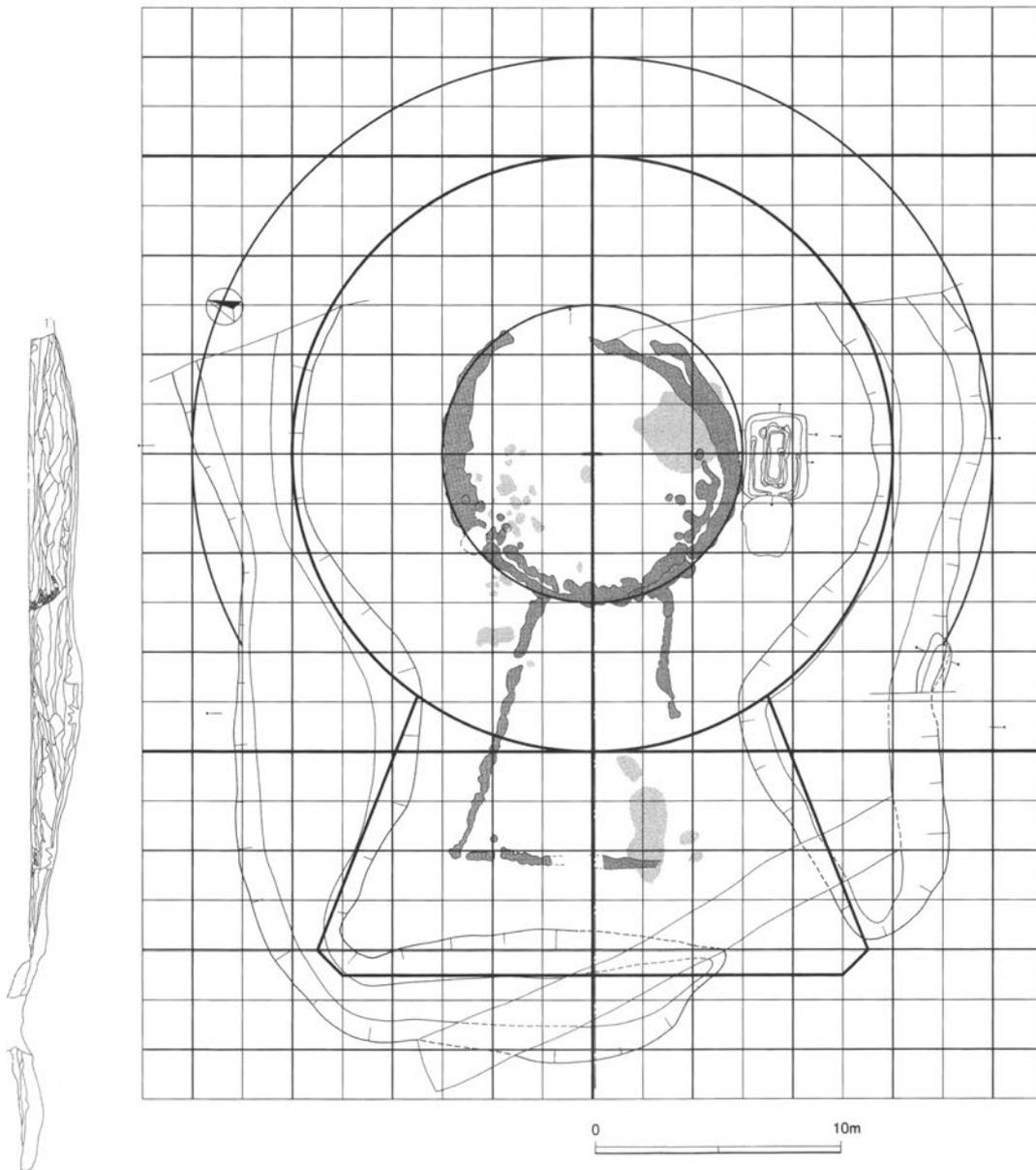
**土嚢列の検出** S16では、旧表土上で土嚢列とみられる黒色土層の堆積が確認されている。千葉市人形塚古墳の地割線と同様の機能をもっていたものと思われる。土嚢列は1段だけではなく、大阪府蔵塚古墳例<sup>10)</sup>と同じように、何段か積み上げられている。土嚢を1～2段積み上げたあと、その中に封土を投入して

第2表 主丘部の中小規格一覧表

ランク	直径	24等分値	清水遺跡内古墳	池花南古墳群	東南部・突出部墳	千葉県内の円墳
28	30歩 41.1m	1歩1/4 1.71m				経僧塚・和田13号
	27歩 37.0m	1歩1/8 1.54m				池向11号
29	24歩 32.9m	1歩 1.37m			神明社裏1号	池向3号
	21歩 28.8m	7/8歩 1.20m			椎名崎A-1号・小金沢2号	鎌取場台2号・椎名崎B-2号・南二重堀4号
30	18歩 24.7m	3/4歩 1.03m	S02・S08・S11・S16		椎名崎B-1号・小金沢7号・神明社裏3号ほか	椎名崎A2号・椎名崎A3号・竜角寺101号ほか
	15歩 20.6m	5/8歩 0.86m	S01・S03・S04・S07・S16		生浜6号・南二重堀1号・小金沢13号ほか	正福寺1号
31	12歩 16.4m	半歩 0.69m	S05・S10・S12		小金沢9号	
	9歩 12.3m	3/8歩 0.51m	S13・S14・S15	SX-01、05、07	椎名崎B-10号	
32	6歩 8.2m	1/4歩 0.34m		SX-06、08、11、18		

\*ランクは大仙陵古墳の径192歩をランク1とし、以下6歩差で続く墳丘規格の序列。

\*\*千葉県内の円墳の類例は企画図発表済みのものに限った。



第4図 物井古墳群S16号墳企画図（主丘部径18歩・24.7m） 1/300

締め固めるといふ手順が繰り返されたものと思われる。土嚢列は盛土の範囲を明示するだけでなく、封土の積み上げに際しては、土の締め固めの力が逃げないための工夫でもあった。

主丘部では土嚢列はほぼ二重の円周を描くが、その最外周が半径6単位の円周に一致している。これは決して偶然のことではなく、土嚢列は墳丘第2段の裾を明示したもので、墳丘第2段裾の半径が6単位であることを示している。

主体部（箱式石棺）の墓坑は、土嚢列の外側に接して掘りこまれている。このほかの古墳でも、墓坑は半径6～7単位内外の円周に接して掘りこまれており、発掘時には失われていた墳丘第2段裾の半径を示している。

後円部の築成のあと、前方部も同様に積み上げられた。土嚢列に囲まれた範囲は、墳丘中軸線上で長さ約10単位、くびれ部での幅は5単位、前幅は12単位であろう。土嚢列は左右対称でなく、左側は直線的に伸びて行くが、右側はくびれている。この古墳には、前方部の右隅角にブリッジがあり、後円部右側のテラスに設置された埋葬主体部への通路になっていたとみられる。くびれ部では墳丘第2段と周溝のあいだが狭くなるので、墳丘第2段の裾を中軸線側に若干ずらして、通路の幅を確保したものと考えられる。

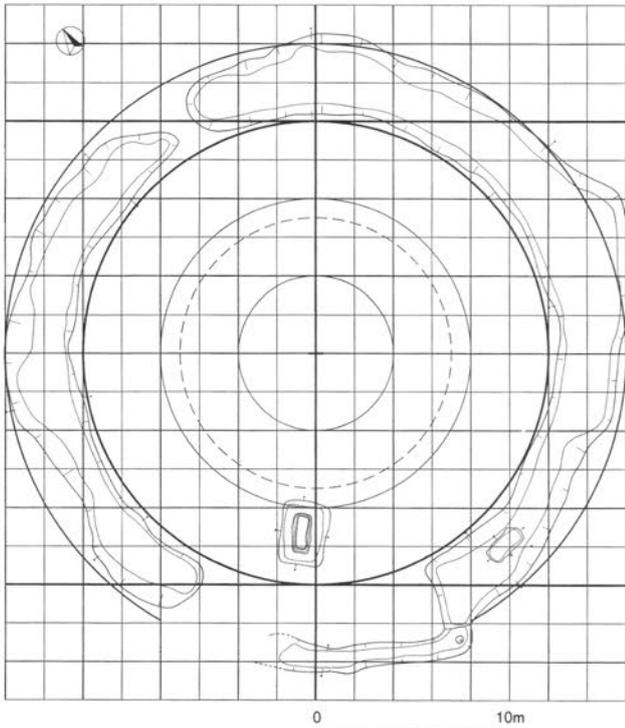
本古墳で検出された土嚢列は、古墳の設計、施工法を具体的に示す資料としてきわめて貴重なものといえる。

### 3 各古墳の規模と当初プラン

#### 径18歩 (24.7m) の古墳 (第10図上段)

S16のほかS02・08・11がこの規格である。

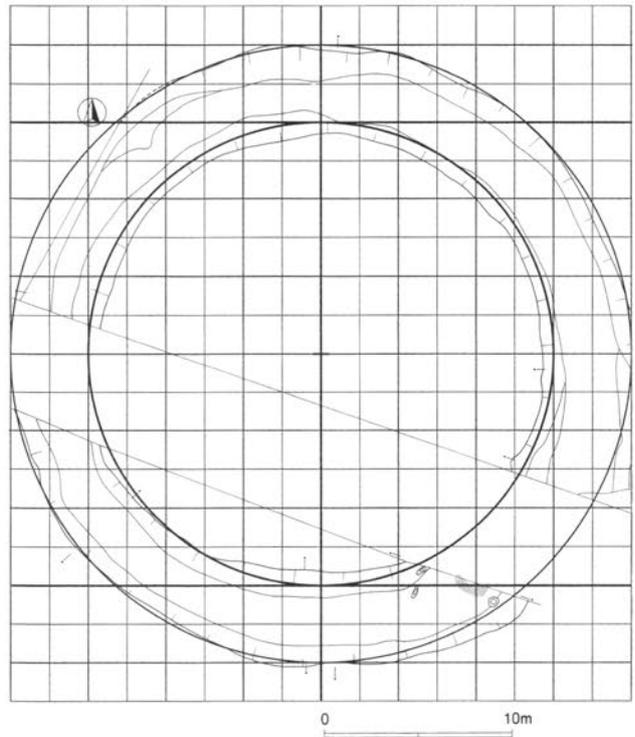
S02 (第5図) は、径18歩で企画図を作成すると、半径12単位の円周は周溝内周の上端線のわずかに内側をめぐる。畑作などによって、周溝検出面は築造時の掘削開始面より低くなっているとみられるので、掘削面での内周直径は径18歩に一致していたと考えられる。この古墳の場合は、墳裾面が人形塚古墳のように掘削開始面にあり、周溝内壁は墳丘の範囲外ということになる。周溝外周線は入り組みが甚だしいが、ほぼ半径16単位の円周に一致する。主体部はおおむね半径7単位の外側に位置しており、この古墳の中央墳丘は半径7単位だった可能性が高い。突出部の長さは3単位、前幅は12単位である。



第5図 S02号墳企画図 (主丘部径18歩・24.7m) 1/400

S08 (第6図) は単純円墳である。径18歩の円周線は周溝上端線よりわずかに大きいのが、掘削開始面が墳裾面になる例とみておきたい。周溝外周線は半径16単位の円周に一致する。地山面で主体部は確認されず、封土内に設置されていた可能性が高いので、変則的古墳ではなかったことになる。

S11は周溝の1/4弱しか発掘されていないが、径18歩の規格でほぼ間違いないことが作図によって確認される。「物井1号墳」<sup>11)</sup>として調査された際、箱式



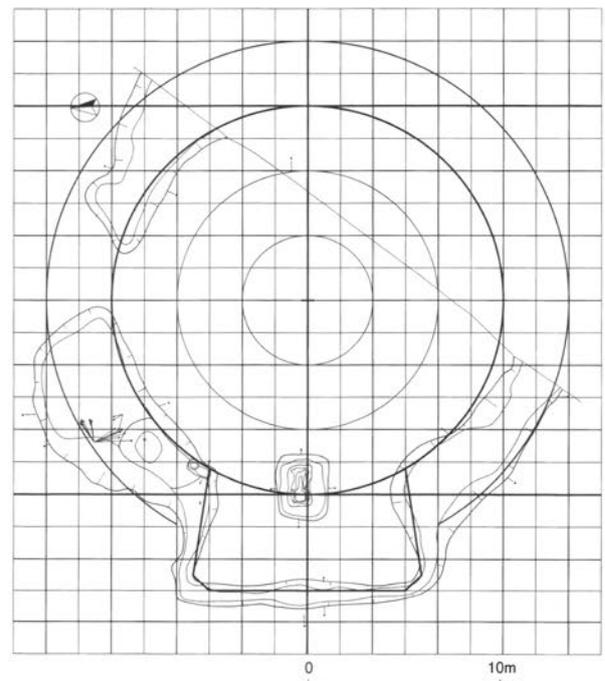
第6図 S08号墳企画図 (主丘部径18歩・24.7m) 1/400

石棺から金銅装円頭太刀が出土しており、これは物井古墳群中では最も優秀な副葬品といえるから、それに見合う墳丘規格をもっていたということができよう。

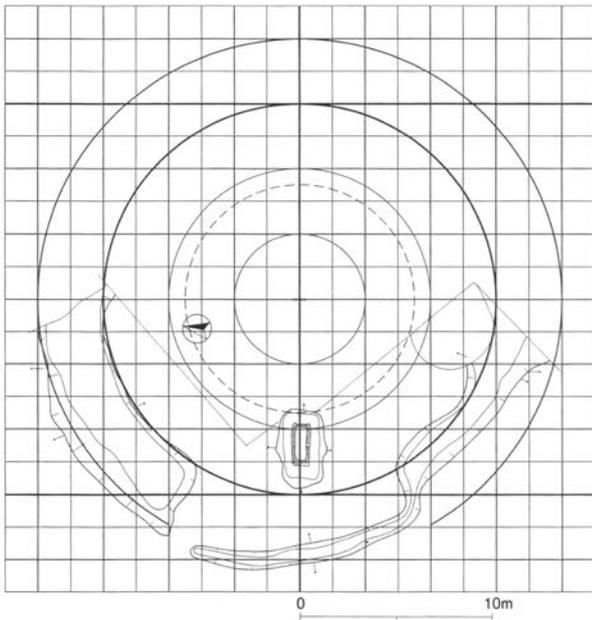
#### 径15歩 (20.6m) の古墳 (第10図中段)

5基がこの規格である。

S04 (第7図) は、周溝下端を墳裾面とする例になろう。突出部は長さ6単位、前幅14単位が計画値とみられる。

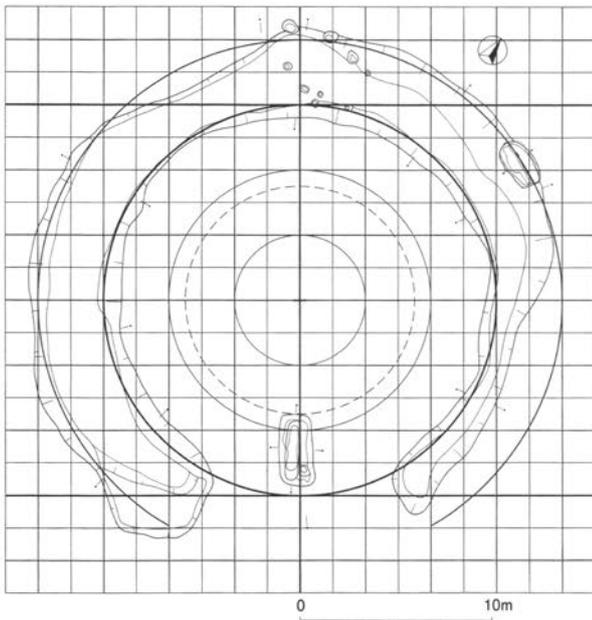


第7図 S04号墳企画図 (主丘部径15歩・20.6m) 1/400



第8図 S03号墳企画図 (主丘部径15歩・20.6m) 1/400

S03 (第8図) は全体の1/3ほどしか発掘されていないが、この規格でよいと思われる。周溝下端が墳裾面になる例となろう。主体部の主軸は墳丘中軸線上に位置し、墓坑の小口は半径7単位の円周に接する。突出部は前縁線が直線ではなく、外湾するカーブを描く。中軸線上での突出部長はほぼ3単位である。



第9図 S01号墳企画図 (主丘部径15歩・20.6m) 1/400

S01 (第9図) は周溝検出面で直径19m前後、下端では20~21mで、周溝下端が径15歩に一致する例となる。周溝が一部途切れるが、突出部を囲む周溝は認められない。主体部は主軸を墳丘中軸線にほぼ一致させ、半径7単位と12単位の円周間に収まる。

S06も未掘部が多く、内壁面も乱れていて規格判定に悩むが、径12歩と15歩の企画図で検討したところでは、後者の可能性が高く、周溝下端で墳丘規格がおさえられる例になろう。

S07は周溝下端で径15歩の規格と判定される。地山を掘りこんだ主体部はなく、封土中に設置されていた可能性が高い。

#### 径12歩 (16.4m) の古墳 (第10図下段左)

この規格の古墳は3基ある。

S05はブリッジをもち、その反対側に主体部を設ける。突出部をもつS02~04号墳の主体部は、主軸を墳丘中軸線と同方向としていたが、この古墳では直交させている。同じくブリッジをもつS12と同じ向きであり、本古墳が突出部をもつ墳形ではなく円墳であることを示している。墓坑は半径6単位の円周に接している。

S12はわずかに歪み馬蹄形状となるが、周溝下端で径12歩の規格と捉えられる。主体部の墓坑は半径5単位の円周に接しており、中央墳丘は半径5単位という小さなものだったと考えざるを得ない。主体部 (箱式石棺) では何度か追葬が行われていた。

S10は周溝の1/4周ほどしか発掘されていないが、この規格で問題ないと思われる。墳裾面は掘削開始面にある。

#### 径9歩 (12.3m) の古墳 (第10図下段右)

清水遺跡では最小の規格で、3基ある。

S13、S14は共に全体の1/3強しか発掘されていないが、掘削面で径9歩の規格で問題ないとする。S15も掘削面で径9歩の規格でまちがいない。3基とも地山に掘りこまれた主体部はなかった。

### 4 墳丘規模のランキング

企画図によって検討したところ、検討可能な15基の古墳はすべて、古墳尺3歩差の規格値のうち4つの規格に一致した。整理すると以下のとおりである (ゴシック数字は突出部をもつ古墳、下線は墳裾面が周溝下端にある古墳)。

- ① 径18歩 (24.7m) 4基 S16、02、08、11
- ② 径15歩 (20.6m) 5基 S04、03、01、06、07
- ③ 径12歩 (16.4m) 3基 S05、12、10
- ④ 径9歩 (12.3m) 3基 S13、14、15

一覧図 (第10図) を見れば、各ランクの古墳はそれぞれ主丘部直径を同じくし、均質な平面規模をもつことがわかる。決められた平面規模となるよう、かなり

厳密に施工されているといつてよい。

ただ、墳裾面が周溝上端にあるものが8基、下端が7基とほぼ相半する点が気になる。さきに見たように、北総地域では周溝上端を墳裾面とする事例が多く、上端では規格値に一致しない例が半分にも達することは、3歩差の規格値が存在したとする筆者の想定にとって不利な材料とみられるかもしれない。

この問題については次のように考えられる。一案として、周溝下端が規格値に一致する7例のうち5例が、径15歩の規格である点が注意される。この規格以外は径18歩と12歩に各1、2例あるのみである。このことから、径15歩に相当する規格値が、この地域ないし集団では誤って伝承されていたのではないかとの疑いが生じる。周溝下端で15歩(20.6m)であるから、上端では18m前後の直径となる。したがって13歩(17.8m)程度の長さが、このランクの実数であると誤って伝えられていた可能性が考えられる。地方では等差数列のような知識はなかったであろうから、おかしいとも思わずに伝承された可能性は考えられる。渡辺氏が高麗尺50尺と想定された17.8~18.4mのグループ(池花南SX-02、03)も同じ事情によるものかもしれない。

もう一案としては、径15歩のS01、03、04、06、径18歩のS16などは周溝がかなり幅広く、このような古墳では、周溝下端を規格値に一致させるケースがあったとする見方である。栃木県の基壇古墳や畿内の大古墳はみなこの例である。こちらの方が正解かもしれない。ただし、S12だけはどちらの解釈も適用できない。いずれにしてもS12のような小型規格になるほど、わずかな施工誤差などが大きな比率となることは確かなことといえよう。

以上、当初規格値(墳丘規模)を示すレベル(墳裾面)に2者があることの解釈を示した。どちらが正鵠を射たものか何ともいえないが、いずれにしろ企画図からわかるように、周溝の下端と上端での直径の差は、半径12単位に対して半単位程度であるから、最大でも4%ほどの誤差にすぎない。直径25m以下という小型規格、しかも葺石を施されていない土の造営物でもあり、施工誤差あるいは発掘時の上端、下端線の認定の適否なども問われるところであるが、それにしても径18歩の4基、15歩の5基をはじめ、各規格の古墳がそれぞれ同じ平面規模でかなり厳密に築造されているのはまぎれもない事実である。

古墳は好き勝手な大きさで造られたものではなく、一定の墳丘規格で営まれたことが、あらためて

確認される。

## 5 各古墳の墳形(墳丘形式)

突出部のみ発掘されたS09を含め、物井古墳群では7基の突出部墳が確認された。突出部の認められないものは9基で、周溝のごく一部しか発掘されなかったS17は、突出部墳とも円墳とも認定できない。

円丘系主丘部に突出部がつく古墳には、前方後円墳、小方部墳(帆立貝古墳)、造出付円墳の3者があり、それぞれ異なる墳形と捉えられる。従来この3者の区分基準、概念規定はあいまいであり、混乱をきたしていた。筆者は24等分値の単位数で突出部の長さを把握し、その長さによって3種類の墳形を明確に区分できることを明らかにした。

結論だけ述べると、長さ(CD)10単位以上の突出部をもつ古墳は前方後円墳、4単位以上9単位までは小方部墳(=帆立貝古墳)、3単位以下は造出付円墳と区分される(沼澤『前方後円墳と帆立貝古墳』130~240頁)。

### 分類

I 突出部の最も大きいのがS16である。突出部長は周溝下端で捉えると9単位、前幅は最大22単位で、筆者の区分基準に照らせば小方部墳となる。ただ、突出部墳Ⅱ、Ⅲと同列に置けるかという点、突出部の長さ、幅とも格段に大きく、突出部まわりの周溝も幅広く深い。また主体部の位置もⅡ、Ⅲとは全く異なる。これらはかなり決定的な相違点と考えられ、Ⅱ、Ⅲとは明らかに別個の墳形(墳丘形式)を意図して造られたことは疑問の余地がない。

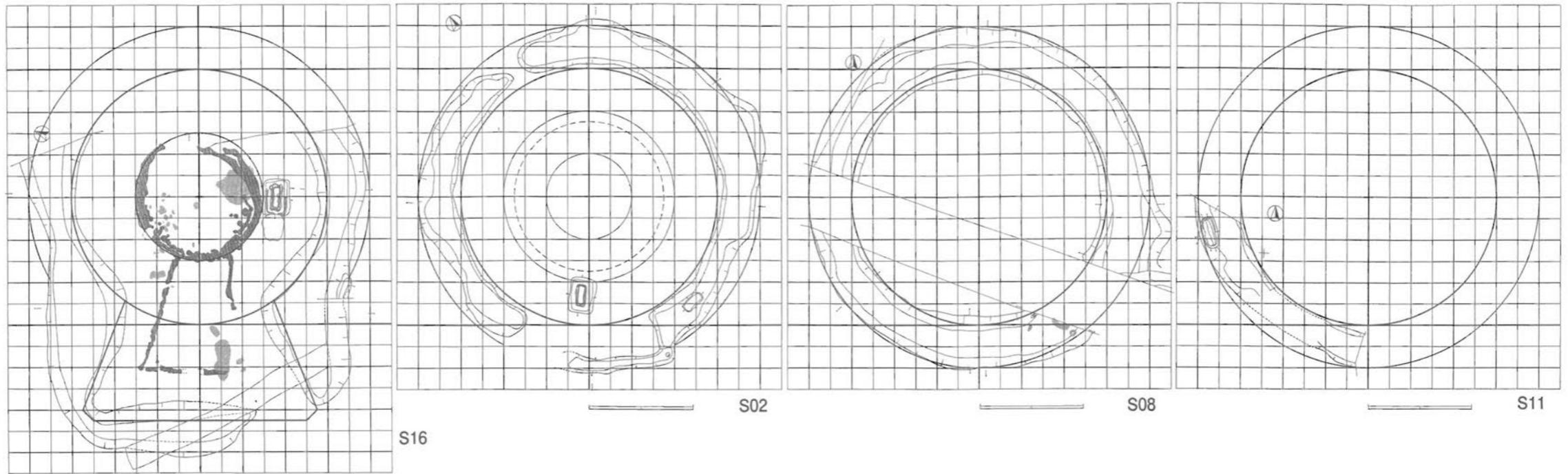
Ⅱ 突出部の両側面と前面を周溝によって囲まれたもの。3基あり、突出部の長さはそれぞれ異なる。

S04は突出部長6単位である。これに対しS02とS03の突出部長は3単位ないし4単位で、3単位となれば造出付円墳とみなしなければならない。ただ、周溝によって突出部の3方を区画されるという点ではS04と同じ平面構成といえ、次ぎに見るⅢとの格差は大きい。

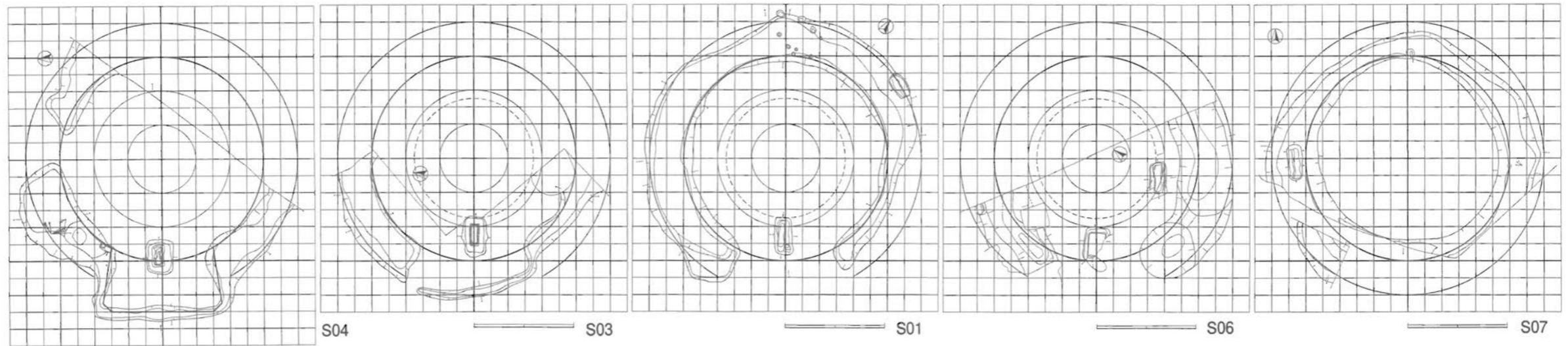
Ⅲ 突出部の側面から前面を囲う周溝がめぐらされ

第3表 墳丘プラン別墳丘規格一覧表

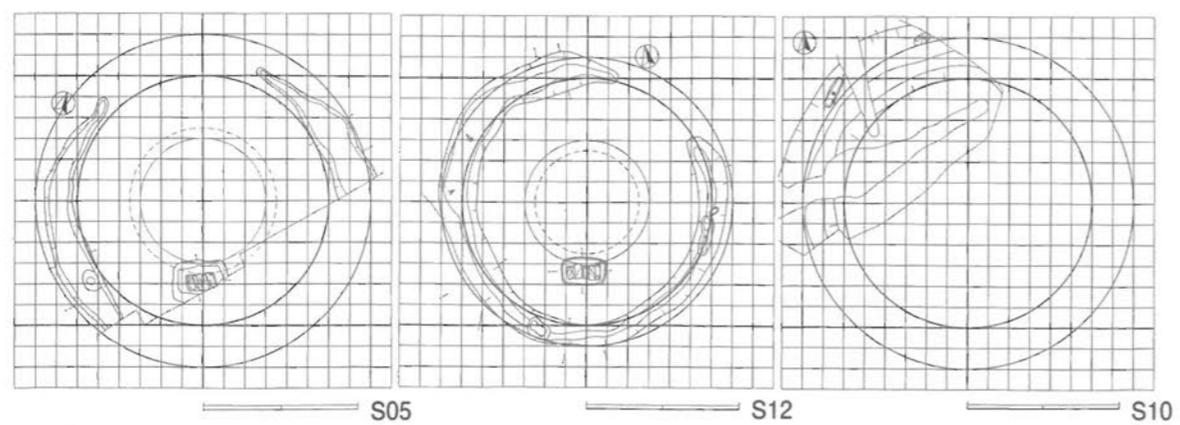
墳丘規格 (歩)	突出部墳			円墳 Ⅳ・Ⅴ	小計
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		
18歩	1	1		2	4
15歩		2	2	1	5
12歩				3	3
9歩				3	3
小計	1	3	2	9	15



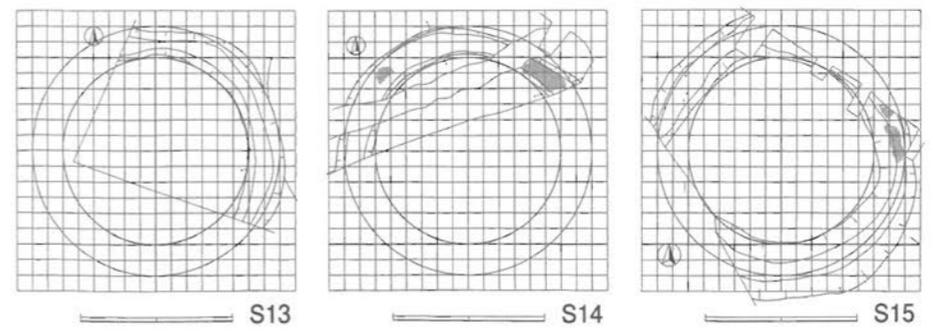
主丘部18歩 (24.7m) の古墳 0 10m ほかのスケールもすべて10m



主丘部径15歩 (20.6m) の古墳



主丘部径12歩 (16.4m) の古墳



主丘部径9歩 (12.3m) の古墳

第10図 物井古墳群企画図集成 1/500

ていないもの。

S01と06の2基は、主体部付近で周溝が途切れる。主体部の設置位置、主軸方向は突出部墳Ⅱと同じであり、この点で陸橋のある円墳（Ⅳ）とは異なる築造原理が認められる。突出部墳Ⅱとの親縁性の方が明らかに高い。仮に周溝はめぐらされていなかったとしても、墳丘自体はこの部分に張り出して突出部を形成していた可能性が高い。

ただ、Ⅱは箱式石棺を主体部とするのに対し、S01と06の2基は木棺を主体部とするという明確な相違点がある。このような事実から、S01と06の2基も突出部墳とみて問題ないと考え、墳墓形式の格づけとしては一定の差別化が図られていたことはまちがいないさそうである。

Ⅳ 陸橋（ブリッジ）をもつ円墳。S05、12の2基で、陸橋は主体部の反対側にある。

Ⅴ 単純円墳。径18歩のS08、径15歩のS07、径9歩ではS15の3基が、単純円墳として問題ないものである。

Ⅳ、Ⅴに分類された5基以外は未発掘部分が多いものの、円墳ではほぼまちがいないと考えている。いずれも陸橋の有無は確定できないが、S11は箱式石棺の位置及び主軸方向がS05、12と共通するので、未掘部に陸橋があった可能性は考えられる。S10、13、14の3基も未掘部が多いが、どれも径12歩以下と規模が小さいので、円墳とみて問題ないだろう（第3、4表）。

#### それぞれの墳形

突出部墳に3種あることを見た。このうちⅠのS16

は突出部長9単位で、筆者の墳形区分基準上からは小方部墳（帆立貝古墳）となる。ただ、S16には上述のようにⅡ、Ⅲとは明らかに異なる築造原理が認められ、小方部墳と断定するのが躊躇される。土の造営物のことであるから、周溝斜面から底面への移行も漸移的で、周溝前縁部の下端線の認定が不動のものともいいがたい。1単位は3/4歩（1.03m）で、その程度の誤差が施工と調査（発掘・測量）という二つの段階で累積されることは当然あり得る。本来は突出部長10単位として計画された可能性も考えられないことではない。

小方部墳の認定に当たっては、突出部の長さのほか、主丘部と突出部の高さの関係を補完的な判断基準としている（『前方後円墳と帆立貝古墳』229～239頁）。前方後円墳の場合、4世紀中葉以前の前期古墳を除き、後円部が2段築成であれば前方部も2段、後円部が3段なら前方部も3段となるのが基本である。これに対し小方部墳では、主丘部が2段の場合、突出部は必ず1段で、主丘部中段のテラス面までの高さしかなく、突出部上面とテラスが一続きの平坦面となるのが原則である。主丘部が3段の場合も、突出部は2段（三重県女良塚古墳）ないし1段（奈良県乙女山古墳）で、その上面は2段目ないし1段目のテラスと一続きとなる。高さの比率では、突出部高は主丘部の1/3から1/4程度しかないのが普通である。S16は、縦断面図（第4図）に見られるように突出部の方が明らかに高い。この点を重視すれば前方後円墳と考えざるを得ない。

いずれにしても、主体部位置の相違、突出部前幅の

第4表 物井古墳群（清水遺跡内）古墳一覧

番号	古墳群名	古墳番号	墳形	主丘部規格		突出部		主体部			主な遺物	備考
				歩	m	長さ	前幅	石室	石棺	木棺		
1	物井	S16	Ⅰ	18歩	24.7m	9	22		1			
2	〃	S02	Ⅱ	〃	〃	3	12		1			
3	〃	S04	〃	15歩	20.6m	6	12		1			
4	〃	S03	〃	〃	〃	3	12?		1			
5	〃	S09	〃	?	?	?	?	—	—	—		突出部のみ検出
6	〃	S01	Ⅲ	15歩	20.6m	?	?			1		
7	〃	S06	〃	〃	〃	?	?			2	象嵌刀装具	
8	〃	S05	Ⅳ	12歩	16.5m				1			
9	〃	S12	〃	〃	〃				1			
10	〃	S08	Ⅴ	18歩	24.7m			—	—	—		下総型埴輪
11	〃	S11	〃	〃	〃				1		金銅装太刀	四街道市教育委員会調査
12	〃	S07	〃	15歩	20.6m			—	—	—		
13	〃	S10	〃	12歩	16.4m			—	—	—		
14	〃	S13	〃	9歩	12.3m			—	—	—		
15	〃	S14	〃	〃	〃			—	—	—		
16	〃	S15	〃	〃	〃			—	—	—		

\*配列は墳形別。同墳形内では主丘部規格（直径）の大きい順。

\*\*突出部の数値は24等分値の単位数。

\*\*\*主な遺物は、直刀、鉄族、刀子、耳環、玉類以外の副葬品。

\*\*\*\*周溝内土坑については記載しない。

広さ、周溝外周形態などⅡ以下の諸墳とは平面プラン上に大きな違いがある。S16は前方後円墳として築造されたものと認めるべきであろう。

ⅡのS04は突出部長6単位で、これは小方部墳の範囲である4～9単位のほぼ中間値である。小方部墳であることに疑う余地はない。ほかの2基は突出部長3～4単位で小方部墳と造出付円墳の境界領域にある。わずかに1単位の差であり、径15歩のS03の場合1単位は5/8単位(0.86m)という長さであるから、突出部長の把握も絶対的なものとはいえない。周溝が突出部の三方を囲むという共通性、共に箱式石棺を主体部とすることなどから、S04と同じく小方部墳に分類するのが最も妥当と考える。

Ⅲの2基は、あとで見る千葉市南二重堀1号墳のように、突出部前面にだけ浅い区画溝が配されていた可能性も考えられないことではない。そうであれば、途切れた周溝の端部が突出部側面の区画溝の代用となるから、突出部長は周溝の幅(4単位)に近いものとなる。集団内ではⅡに準ずる格づけの古墳として意識されていたことはまちがいなさそうだが、全国レベルの基準からみればやはり小方部墳と認めるべきであろう。

以上から、ⅠのS16は前方後円墳、ⅡのS04及び02、03は小方部墳(帆立貝古墳)と確定され、ⅢのS01と06も小方部墳に区分するのが妥当とみられるが、集団内においてはⅡよりは格づけの劣る墳形と認識されていた可能性が高い。

## 6 千葉東南部地区の古墳—その規模と墳形—

中小古墳における、古墳尺3歩ごとという墳丘規格の序列の存在は、物井古墳群やその周辺にだけ見られるローカルな事象なのであろうか。ここでは多数の古墳が完掘された千葉東南部地区(以下「東南部」という)の事例を検討し、物井古墳群と同じように3歩差の墳丘規格が存在することを確認しておきたい。

東南部は600ヘクタールに及ぶ大規模開発であり、古墳だけでも303基が発掘された<sup>12)</sup>。このうち方墳141基、主体部のみの単独出土16基を除く146基が円丘系主丘部をもつものであった。円丘系古墳のうち、直径10mに満たない小円墳の一部や、周溝が正円形をなさないような施工の不正確なものを除いて、ほとんどが3歩差の墳丘規格に一致する。そのすべてについて検討結果を示すことはできないので、突出部墳を中心に企画図を提示して説明する(第11、12図、第5表)。

円丘系主丘部146基の内訳は、円墳が124基、突出部墳は22基とされているが、筆者の集計では突出部墳は24基(円墳は122基)である。うち4基は現状保存のため周溝範囲の確認しか行われていないので、企画図による検討が可能なものは20基である。突出部墳の築造時期はすべて、東南部編年の後期Ⅱから終末Ⅰ期とされる<sup>13)</sup>。暦年代では6世紀後葉から7世紀前葉ころであり、物井古墳群の形成期とほぼ重なるものと考えて大過ない。

### 径24歩(32.9m)の古墳(第11図)

神明社裏1号墳④(『東南部ニュータウン38』。報告書のシリーズ番号は第5表に記載。以下、本文中で引用する必要のある場合には、シリーズ番号のみゴチック数字で記す)は、東南部で最大の主丘部規格をもつ。径32.5mとの報告(38・53頁)のとおり、径24歩(32.9m)の規格をもつ。この値の企画図<sup>14)</sup>を作成すると、半径12単位の円周は墳裾に一致し、二重の周溝と中堤は主丘部の周囲ではそれぞれ2単位の幅でめぐる。突出部の長さは6単位、前幅は12単位である。横穴式石室は、人形塚古墳や椎名崎A-2号墳など(注8文献)と同じく奥壁を墳丘中心から8単位目に置く。追加された3基の木棺は、半径8単位の円周とは重複するものがあるので、おそらく人形塚などと同じく半径7単位の内側に高い盛土(墳丘第2段)があり、その外側は低平なテラス状になっていたものと思われる。

### 径21歩(28.8m)の古墳(第11図)

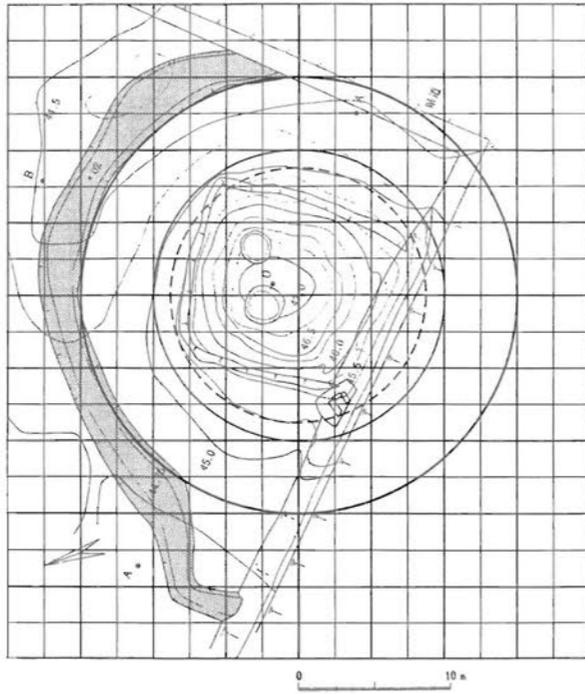
椎名崎A-1号墳①(注8文献)と小金沢2号墳⑤の2基がこの規格である。後者は突出部長4単位、前幅は12単位ほどか。

### 径18歩(24.7m)の古墳(第11、12図)

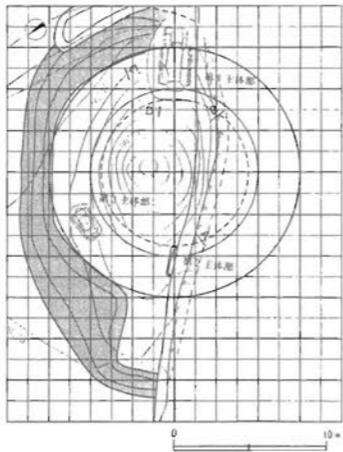
人形塚古墳(椎名崎B-1号墳)②を含め10基がこの規格である。このうちムコアラク1号墳⑬は、くんだり斜面にかかる右側の歪みが甚だしいが、石室の位置などからみてこの規格で問題ないと考えている。同様に墳丘右側が斜面部にかかる椎名崎B-6号墳⑦、同9号墳⑧も右側周溝の把握が不確実であるが、左側では周溝上端線が径18歩(24.7m)の円周線によく一致している。この3基を含め、東南部の古墳はほとんど、周溝の掘りこみ開始面を墳裾面としている。

突出部の長さには各々差があり、人形塚の15単位が最も長い。小金沢7号墳⑬はこれに次ぐ12単位の長さを持ち、前幅も22単位と大きい。2基の箱式石棺は、半径7単位の円周の外側に接して営まれている。

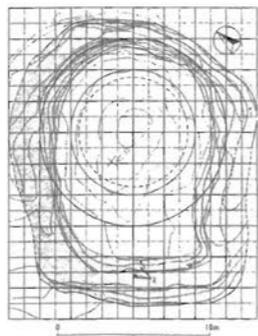
神明社裏3号墳⑥と椎名崎B-6号墳⑦は突出部長8



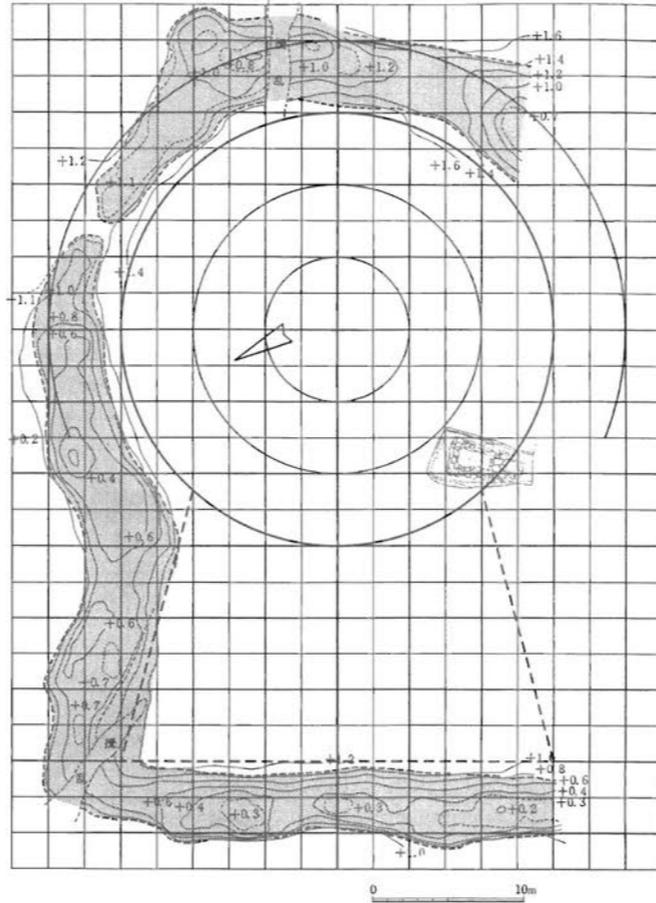
⑤ 小金沢2号墳 (径21步・28.8m)



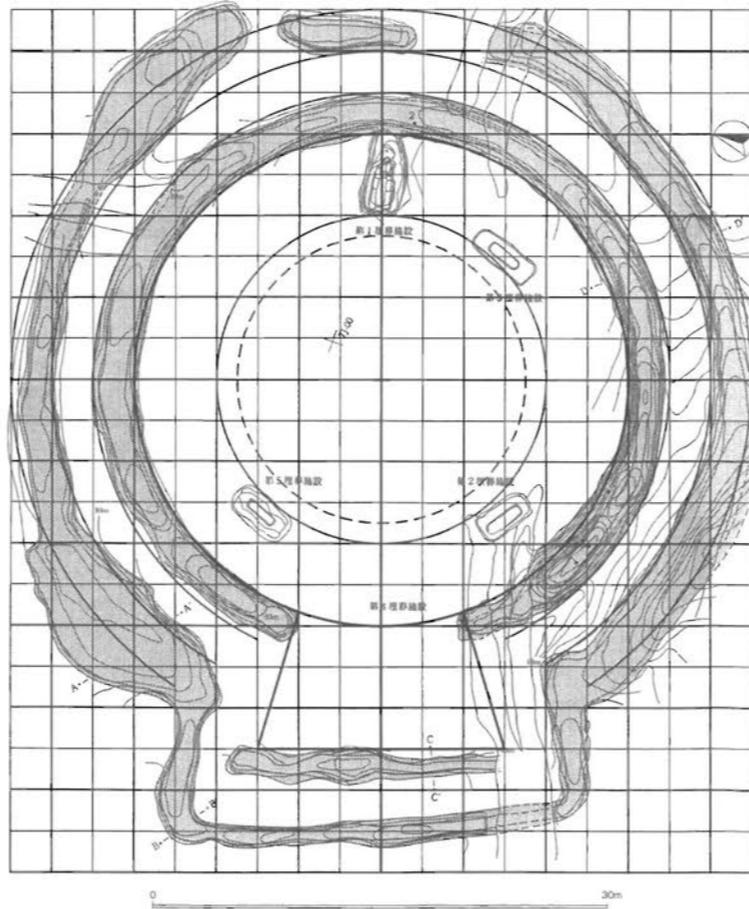
⑱ 小金沢9号墳 (径12步・16.4m)



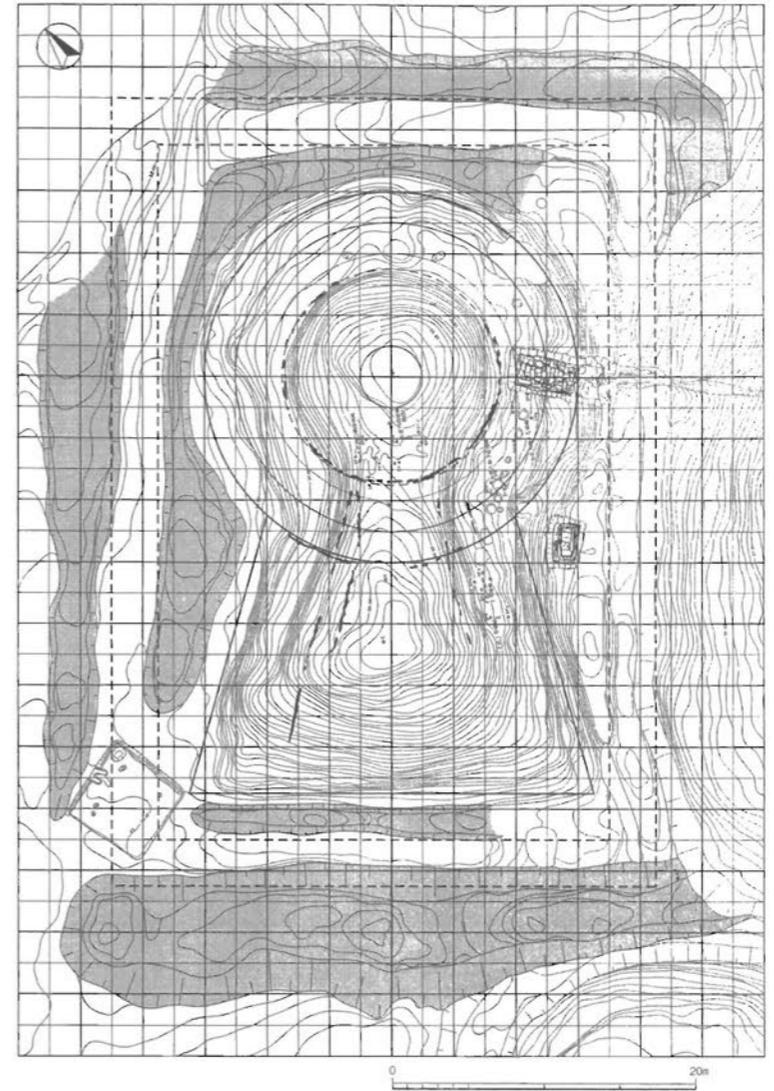
⑳ 椎名崎B-10号墳 (径9步・12.3m)



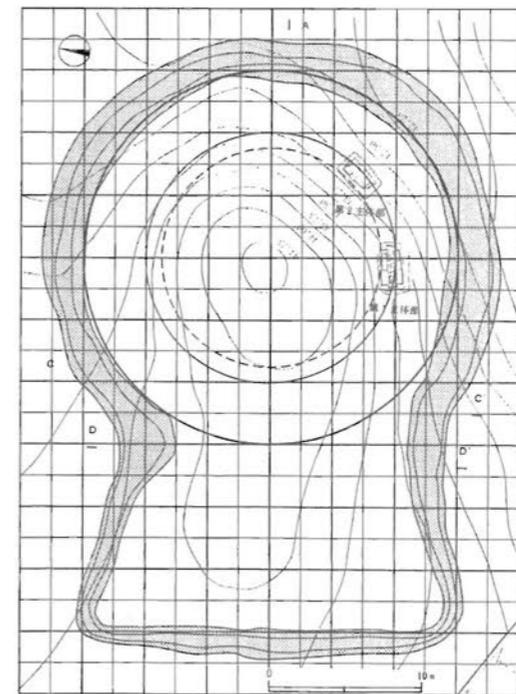
① 椎名崎A-1号墳 (径21步・28.8m)



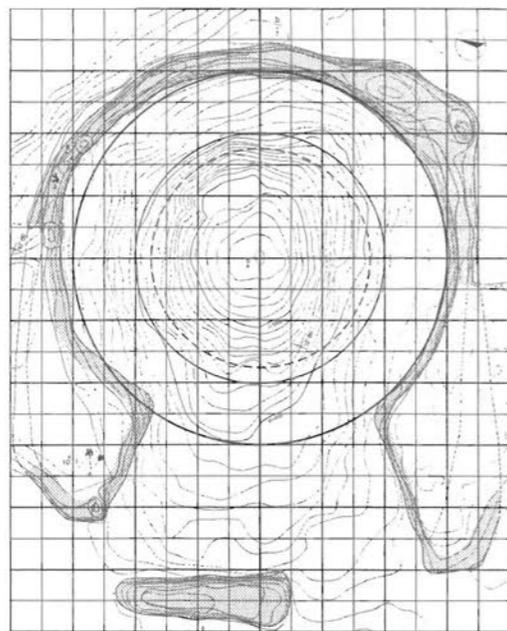
④ 神明社裏1号墳 (径24步・32.9m)



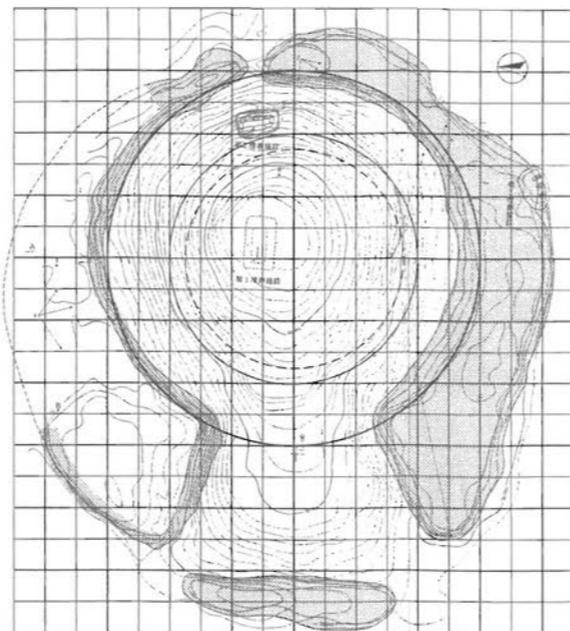
② 椎名崎B-1号墳 (径18步・24.7m)



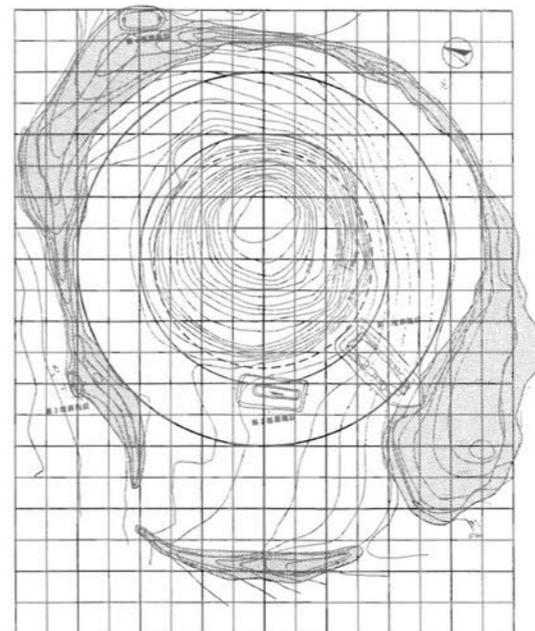
③ 小金沢7号墳 (径18步・24.7m)



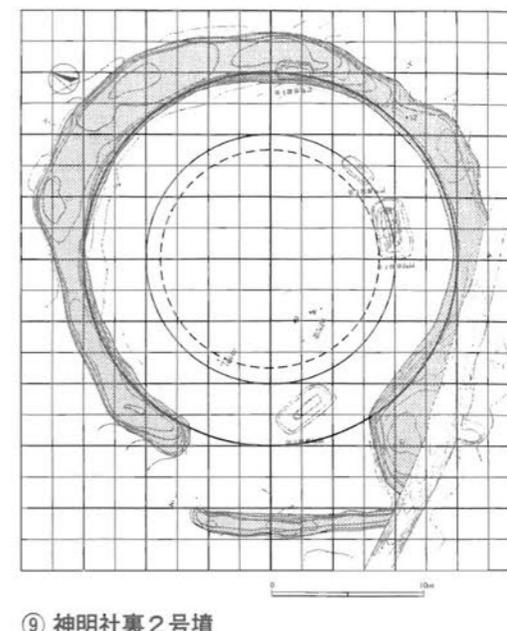
⑥ 神明社裏3号墳 (径18歩・24.7m。以下⑬まで同規格)



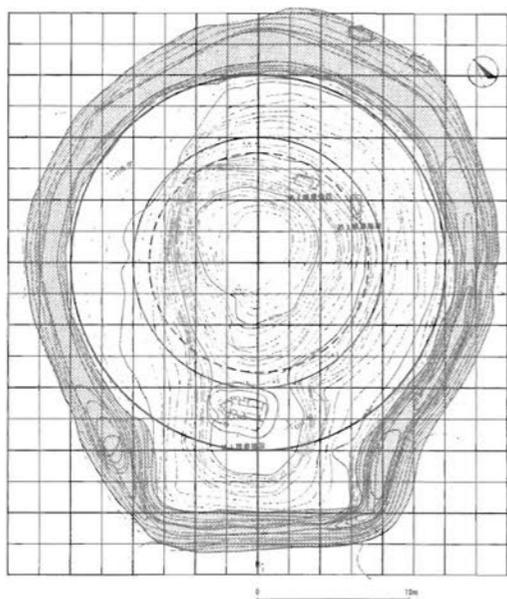
⑦ 椎名崎B-6号墳



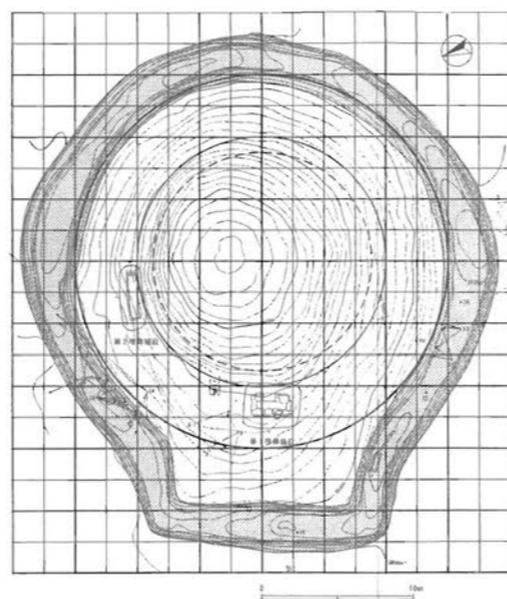
⑧ 椎名崎B-9号墳



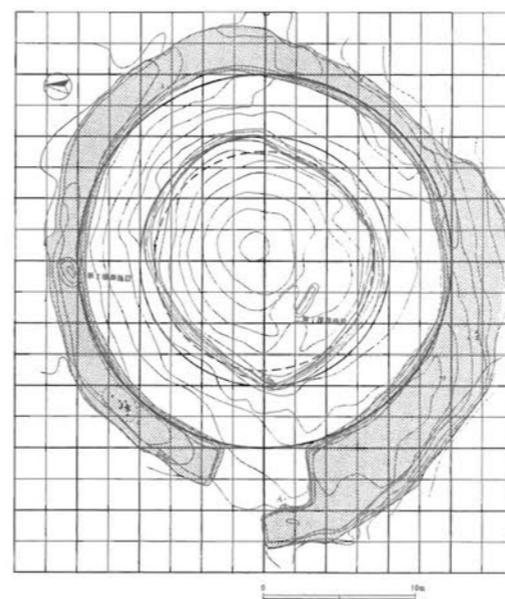
⑨ 神明社裏2号墳



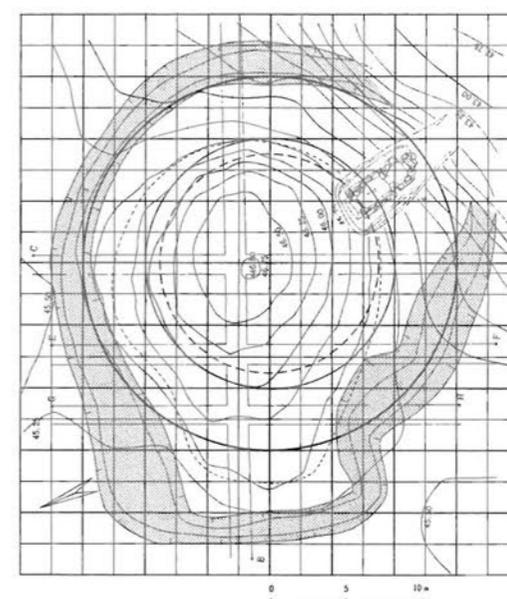
⑩ 椎名崎B-13号墳



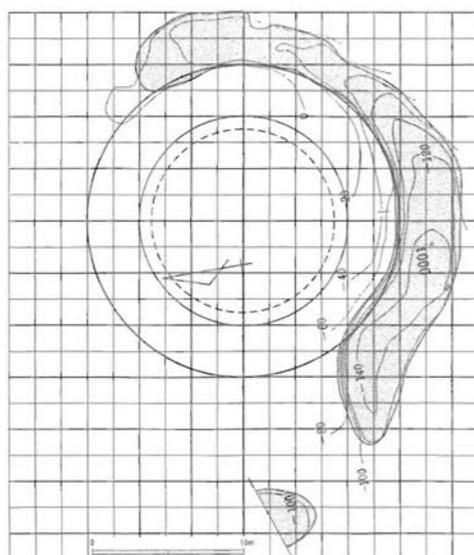
⑪ 椎名崎B-14号墳



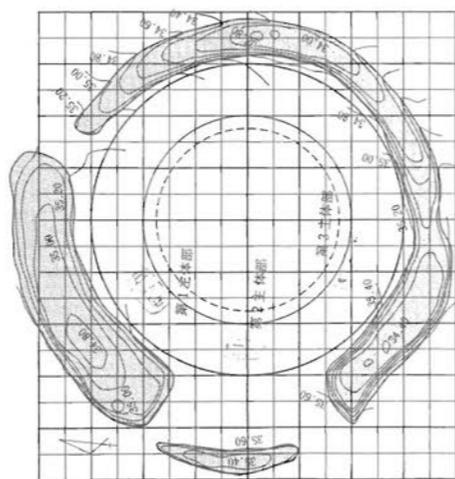
⑫ 椎名崎C-7号墳



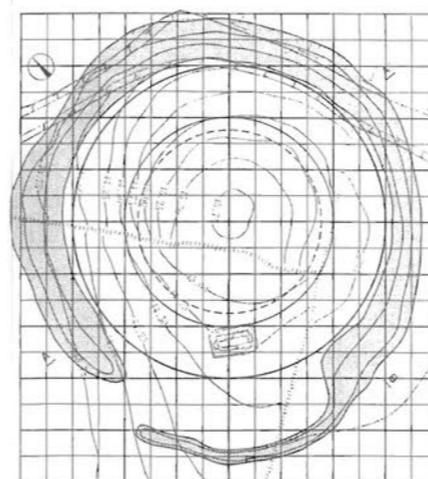
⑬ ムコアラク1号墳



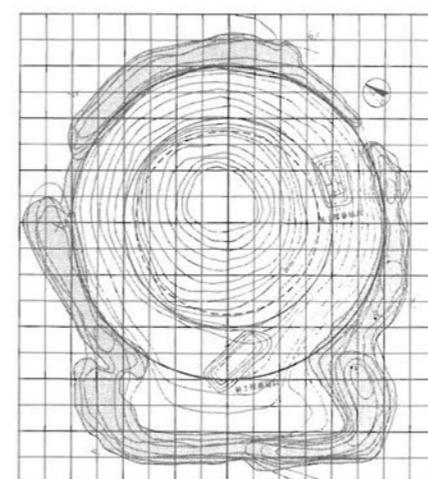
⑭ 生浜6号墳 (径15歩・20.6m。以下⑱まで同規格)



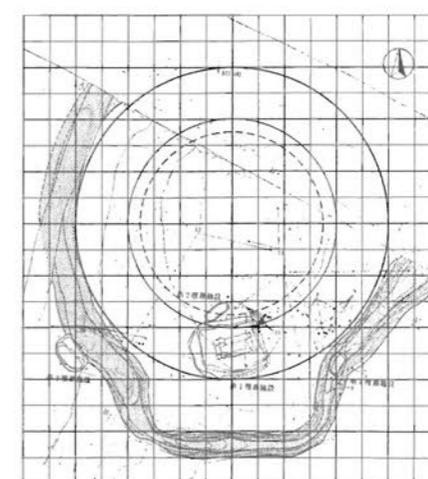
⑮ 南二重堀1号墳



⑯ 小金沢13号墳



⑰ 椎名崎B-8号墳



⑱ 椎名崎B-3号墳

単位で、前幅もかなり広い。主丘部と突出部の接する付近の中軸線上（くびれ部中央）に主体部が見いだされていない点も共通する。

椎名崎B-9号墳⑧は突出部長6単位、前幅はかなり広い。石室は、奥壁を中心から8単位目に置き、石室全長が4単位に設定されている。くびれ部中央に追加された木棺は地山に掘りこまれており、この部分の盛土が薄いものだったことを示している。中央墳丘は半径7単位とみられ、比較的良好旧状をとどめていたようである。

残りの5基は突出部長4単位で、椎名崎B-13号墳⑩とB-14号墳⑪は、ほぼ同形同大のプランをもつ。主体部（箱式石棺）の位置と主軸方向も共通する。椎名崎C-7号墳⑫は突出部の幅が狭いため小さく見えるが、長さは同じく4単位である。

#### 径15歩（20.6m）の古墳（第12図）

5基あり、突出部長は生浜6号墳⑭が8単位、南二重堀1号墳⑮と小金沢13号墳⑯が5ないし6単位、椎名崎B-8号墳⑰とB-3号墳⑱は4単位である。いずれも周溝の掘削開始面が墳裾面となっている。B-3号墳⑱の平面プランは、B-13、14号墳⑩⑪と同形である。

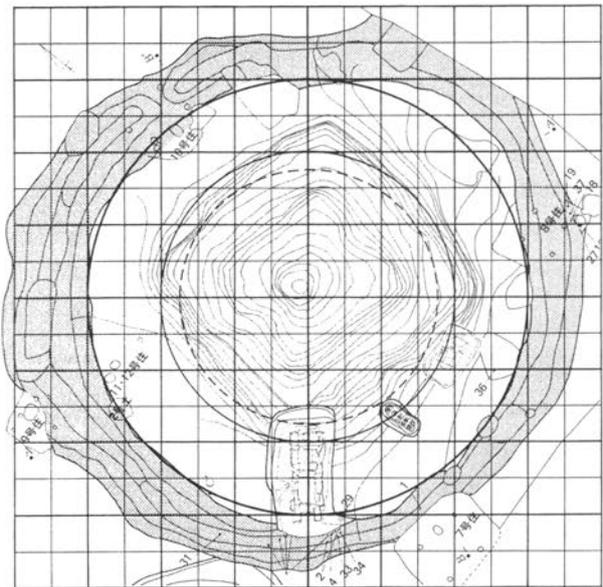
#### 径12歩以下の古墳（第11図）

小金沢9号墳⑲は径12歩（16.4m）の規格で、突出部長は6～8単位程度であろう。椎名崎B-10号墳⑳は小型で全体に不整形なプランをもつ。周溝の掘りこみも浅く、当初プランの復元は困難だが、あえて示せば主丘部径9歩（12.3m）、突出部長は4～6単位ほどかとみられるが、参考程度に見ていただきたい。

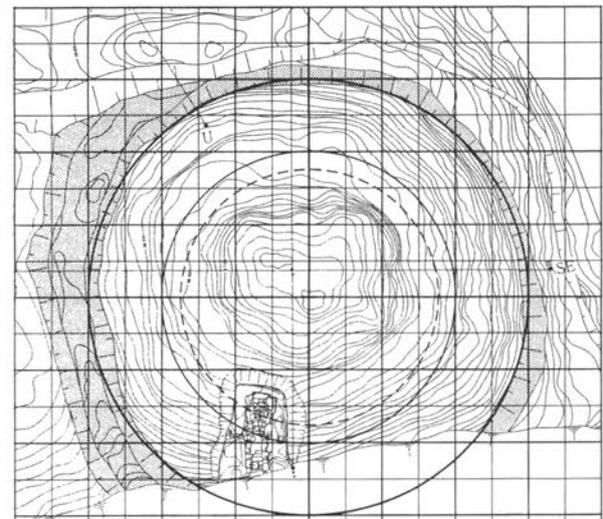
#### 墳丘規格の序列

東南部では、突出部墳だけでなく、円墳についてもその多くで古墳尺3歩差の規格値が確認される。最大の規格は径21歩（28.8m）で、この規格をもつものが3基ある。鎌取場台2号墳<sup>15)</sup>（第13図）は、石室の奥壁を中心から8単位目に置き、石室全長が4単位に設定されている。これは椎名崎A-2号墳などと同一の企画性である。椎名崎B-2号墳<sup>35</sup>も、一部損壊されているがこの規格で問題ない。石室の中軸線は、鎌取場台2号のように墳丘中心を指向していないので突出部をもつ墳形だった可能性もあるが何ともいえない。南二重堀4号墳<sup>12</sup>は周溝下端でこの規格となる例である。東南部では、ほとんどが周溝の掘削開始面が墳裾面となるよう施工されているから、やや異例に属す。

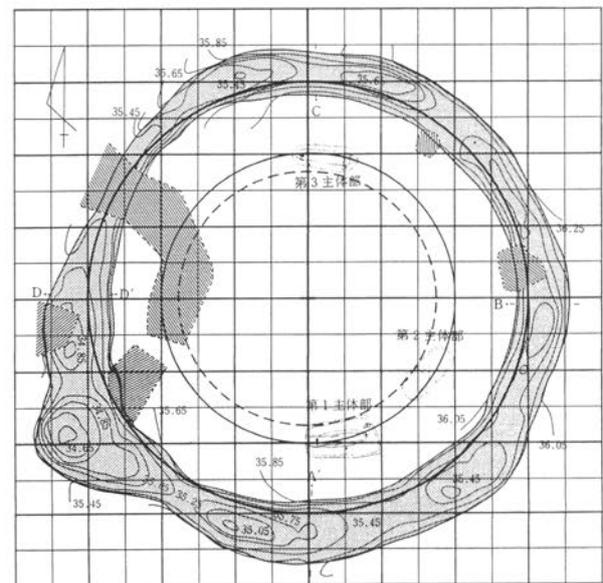
これに次ぐ径18歩（24.7m）の円墳には、椎名崎A-2号・3号<sup>1</sup>（注8文献）、生浜4号<sup>4</sup>、小金沢1号<sup>8</sup>・



鎌取場台2号墳



椎名崎B-2号墳



南二重堀4号墳

第13図 千葉東南部地区の大規格円墳企画図集成（径21歩・28.8m）1/500

32、小金沢16号10、六通1号・4号11、有吉2号14、馬ノ口4号・5号15、高沢2号21、有吉城SM05号25、椎名崎B-12号35などがある。径18歩以上の規格をもつものとして確実なのは以上16基にすぎず<sup>16)</sup>、多少の遺漏はあったとしても円墳全体の15%程度にとどまる。東南部においては、円墳としてはかなり限定的な大規格であったことが理解される。

径15歩以下については、基数が多いため部分的な確認にとどまるが、ほとんどの古墳が3歩差の規格値にかなりよく一致する。ただ、墳丘規模が小さくなるほど、施工誤差、築造後の経年変化による変形、発掘調査による周溝上・下端線の認定の適否、実測・挿図化など各段階での誤差など、わずかな変形や誤差も大きな比率となって現れるが、東南部の円墳の規模が総じて3歩差の規格値に収斂することはまちがいない。

このように東南部の古墳も、物井古墳群で確認された古墳尺3歩差の限定的な墳丘規格によって営まれていることが確認された。紙幅のかぎりもあり、このほかの地域の事例について企画図を示して説明することはできないが、千葉県内の円墳あるいは円丘系主丘部

が一定の墳丘規格の序列に従って築造されているのは疑う余地のない事実である（注6文献参照）。

#### 各古墳の墳形（墳丘形式）

東南部で突出部の最も長い古墳は人形塚古墳②で15単位、椎名崎A-1号墳①と小金沢7号墳③が12単位でこれに次ぐ。この3基は、筆者の区分基準で前方後円墳の要件である10単位より長い。前幅も後円部直径と同じか若干上まわり、平面プランの全体的印象からみても前方後円墳として全く異論はなからう。

神明社裏3号墳⑥と椎名崎B-6号墳⑦は突出部長8単位で、前幅も20単位、16単位とかなり大きく、くびれ部中央に主体部が見いだされていない点も若干気になるが、筆者の区分基準からすれば小方部墳である。後者の突出部の高さは、主丘部のほぼ1/2にとどまる。生浜6号墳⑭も長8単位で、これを含め、いずれも小方部墳とみて問題ないと考える。

神明社裏1号墳④と椎名崎9号墳⑧は突出部長6単位、南二重堀1号墳⑮と小金沢13号墳⑯は5ないし6単位、これ以外はいずれも4単位であり、すべて小方部墳に分類される。

第5表 千葉東南部地区の突出部をもつ古墳一覧

番号	古墳群名	古墳番号	墳形	主丘部規格		突出部		主体部			主な遺物	備考	報告書
				歩	m	長さ	前幅	石室	石棺	木棺			
1	椎名崎A	1号	前方後円墳	21歩	28.8m	12	24	1					1
2	椎名崎B	1号 (人形塚)	〃	18歩	24.7m	15	26	1	1	1		墳輪 長方形二重 周溝	35
3	小金沢	7号	〃	〃	〃	12	22		2				10
4	神明社裏	1号	帆立貝古墳	24歩	32.9m	4	12	1		4	銀象嵌刀装具 銅釦	二重周溝	38
5	小金沢	2号	〃	21歩	28.8m	4	12?	1					8
6	神明社裏	3号	〃	18歩	24.7m	8	20	—	—	—			38
7	椎名崎B	6号	〃	〃	〃	8	16		1	1			35
8	〃	9号	〃	〃	〃	6	16	1		1	銀象嵌刀装具		〃
9	神明社裏	2号	〃	〃	〃	4	14		1	1			38
10	椎名崎B	13号	〃	〃	〃	4	12		1				35
11	〃	14号	〃	〃	〃	4	12		1	1	小札		〃
12	椎名崎C	7号	〃	〃	〃	4	6			1			33
13	ムコアラク	1号	〃	〃	〃	4?	12?	1					8
14	生浜	6号	〃	15歩	20.6m	8	16?	—	—	—			4
15	南二重堀	1号	〃	〃	〃	6	16?		1	2			12
16	小金沢	13号	〃	〃	〃	5?	14?		1				10
17	椎名崎B	8号	〃	〃	〃	4	16?		1	1	銀象嵌刀装具		35
18	〃	3号	〃	〃	〃	4	12		1	1			〃
19	小金沢	9号	〃	12歩	16.4m	6?	?	1	1				10
20	椎名崎B	10号	〃	9歩	12.3m	4~6	16?	—	—	—			35
21	椎名崎C	C1号	前方後円?	—								現状保存	33
22	〃	C5号	帆立貝	—								〃	〃
23	〃	C6号	〃	—								〃	〃
24	〃	C7号	〃	—								〃	〃

\*配列は主丘部規格（直径）の大きい順。同規格の場合は突出部長の長い順に配列。

\*\*突出部の数値は24等分値の単位数。

\*\*\*主な遺物は、直刀、鉄族、刀子、耳環、玉類以外の副葬品。

\*\*\*\*周溝内土坑については記載しない。



## 7 地方中小古墳における墳形と規模の決定

物井古墳群と東南部の諸古墳において、主丘部直径の24等分値を基準単位とする築造企画が確認され、一定の墳丘規格（規模）の序列の存在も明らかとなった。ほとんどが墳丘裾に主体部を設置する変則的古墳であり、中央墳丘（墳丘第2段）の裾を半径7単位前後とし、そのまわりは低平なテラス状として、主体部を追加しやすいような構造とするという統一的设计原理も確認された。共に常陸南部から下総にかけての変則的古墳分布圏にある古墳群であり、同じ分布圏内に所在する後期末前後の中小古墳が、ほぼすべて同様の設計原理によって築造されているであろうことも確実に予測できるところとなった。

古墳は好き勝手な大きさに造られたものではなく、古墳尺6歩ないし3歩差の限定的な墳丘規格の序列に従って営まれたものであることがあらためて確認された。この事実は、地方の中小古墳においても、その規模の決定が造墓主体者によって任意に行われたものではなく、一定の基準に基づき、一元的な統制のもとに行われた可能性が高いことを示している。

筆者は全国の大古墳クラスの大古墳50基あまりについて、後円部規格（直径）と当初プランを確定し24等分値企画図を公表した<sup>17)</sup>。さらに畿内周縁地域における後円部径48歩（65.8m）以上の前方後円墳<sup>18)</sup>、全国の帆立貝古墳や造出付円墳など<sup>19)</sup>についても規模とプランの確定作業を行った。その結果、最初の古墳である箸墓古墳の後円部直径120歩を基準として、後続の古墳においては6歩きざみで主丘部規格が調整されていることが立証された。

ときの大古墳を頂点とする墳丘規格の序列が存在するという事実は、各地の首長墳の墳形と規模が倭王権によって一元的に統制されていたことを物語る（『前方後円墳と帆立貝古墳』310～316頁）。早く西嶋定生氏は、「各地域の墳型を規制する統一的契機が存在した」ことを想定され、古墳造営は地方豪族の国家秩序への編入を示し、墳形は「国家的身分制の表現」であり、「大古墳の存在は豪族権力の物量的表現」と看破された<sup>20)</sup>。その「統一的契機」こそ倭王権による造墓管理政策にはかならない。

同盟ないし服属関係にあった地方首長の死に際しては、王権への報告が義務づけられ、報告を受けた王権においては、被葬者の出自や生前の功績などを勘案して古墳築造の可否、可であれば墳形と墳丘規格について審議、決定し、指示（造墓指定）に至るといった経過

があったと想像される。こうした一連の手続きは、地方首長にとっては、単に葬儀形態、墳丘形式について指示を仰ぐだけでなく、首長権の継承について承認を得るためのきわめて重大な政治行為であったと思われる。東国や九州など遠隔地の首長に至るまで、首長権継承の認証を得るためには欠かせない行為として、前首長の死去に伴う報告義務は厳重に履行され、指示された葬儀に関する諸事項も確実に履行された。このことは、例外なく古墳尺6歩差の限定的墳丘規格によって古墳が築造されている事実が雄弁に物語るところである<sup>21)</sup>。

限定された墳形（墳丘形式）、墳形ごとの平面・立面プラン上の規範、限定的な墳丘規格の存在などからみて、古墳の築造は、ほぼ例外なくこのような経過を経て行われたと考えてよい。ただし、大型前方後円墳に葬られた国造クラスの各地最高首長層については、当然そのようなプロセスが想定されるとしても、東国という僻遠の地の中小古墳についても同様の過程を想定するのは、常識的に考えて行き過ぎであろう。こと中小古墳に関しては、たとえば各地の国造クラスの大首長が、一定規模以下の古墳築造に関する許認可権を委譲されていたような実情が推察される。

この問題に関してヒントとなるのが、人形塚古墳と芝山町殿塚古墳との関係である。

共に長方形の二重周溝をもち、技法・表現・胎土などの共通する人物埴輪を共有する。人形塚の埴輪は、山武地区で製作され供給された可能性がきわめて高いという<sup>22)</sup>。殿塚の後円部規格は人形塚の2倍の径36歩（49.3m）、平面プランはたがいに酷似する<sup>23)</sup>。2古墳間の強い親縁性から、両被葬者の生前における政治的関係の深さがうかがわれるが、墳丘規模からみて人形塚の方が従的な立場にある関係だったはずである。おそらく両者は生前行動を共にし、共に中央に出仕して、東国舎人として大王もしくは王族に奉侍し、身辺警護に当たるなどの功績があったものと思われる。そのような王権に対する功をもって、大王・王族の墳丘形式である前方後円墳の築造を許されたものと推察される<sup>24)</sup>。

殿塚の場合は、国造級の地方最高首長として、王権から直接の造墓指定を受け、大規格の前方後円墳の築造を指定されたことはまちがいない。その半分の規模の人形塚については、王権から直接指定を受けた可能性も排除できないが、その場合も殿塚の墓主（ないしその後継者）の斡旋によらなければならなかったもの

と推測される。いずれにしても、人形塚の築造が実現するについては、殿塚の関係者が大きな役割を果たしたはずである。

東南部のその他の突出部墳も、同様の背景のもとに築造された可能性は十分考えられるが、すべてが同一の契機によるとまでいうことはできない。東南部におけるさらに小規格の円墳などについては、人形塚やその他の有力突出部墳の被葬者などが、その築造に際してある程度権限を行使したり、殿塚など近隣の有力古墳関係者とのあいだに立って調整役を果たしたものと想像される。特に神明社裏1号墳の被葬者(集団)が、その他の小方部墳築造に大きな影響力をふるった可能性はかなり高いものとする。

いずれにしても、地方中小古墳における墳形と規模の決定が、どこでどのように行われたのか、具体的プロセスについては今後さらに検討していかなければならないが、このような古墳においても大王墳を頂点とする序列中から墳丘規格が選択され、その24等分値を基準単位とする企画(設計)法が行われていることはまぎれもない事実である。

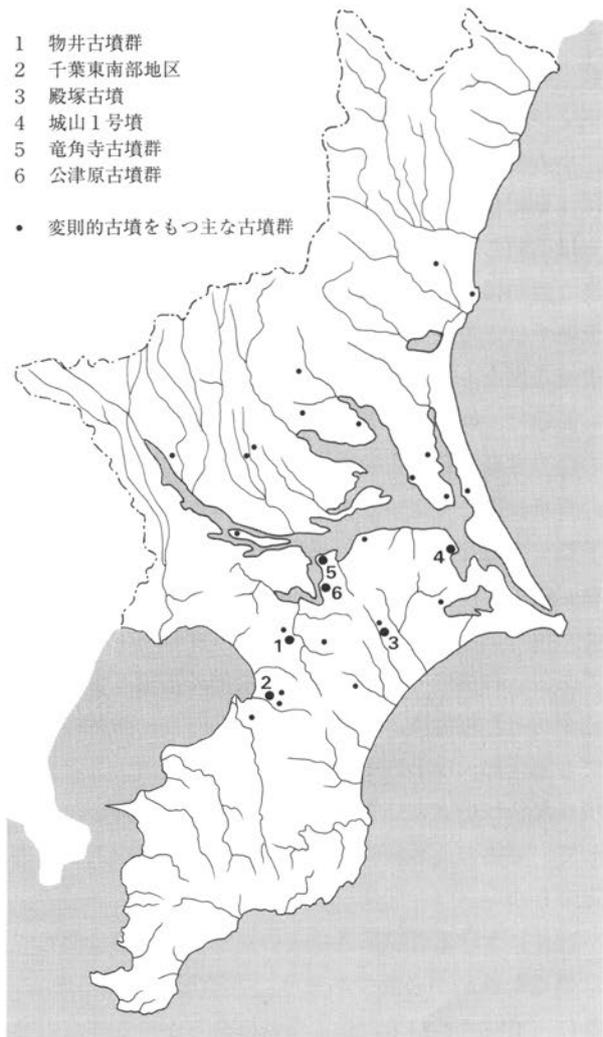
また、墳形ごとの平面、立面プランも全国一律の規範に則っており、直接的ではなかったとしても倭王権による造墓管理政策は、東南部の古墳群の形成に際しても貫徹されていたことは間違いない。物井古墳群における各種墳形の古墳の築造に際しても、同様のプロセスを想定して大きな誤りはないだろう。

## 8 中小古墳における墳形の意義と被葬者像

突出部の長さを基準に、物井古墳群の突出部墳Ⅰは前方後円墳、Ⅱ、Ⅲは小方部墳(帆立貝古墳)と考えた。Ⅱの中には突出部長が3単位前後と造出ではないかとみられるものもあったが、以下に述べる造出の性格を考えると、地方零細古墳にこれをもつものがあるとは考え難く、小方部とみてよいと思われる。

前方後円墳が大王、王族をはじめ各地最高首長の墳形(=墳丘形式)であることは論を待たないところである。地方中小規模の前方後円墳についても、上述のとおり大王、王族に直接奉侍し身辺警護にあたるなど、大王家との直接、間接の主従関係にもとづいて造墓指定されたものと推察される。

一方、小方部墳(帆立貝古墳)は前方後円墳の一種との見方も根強いが、墳丘プラン上明らかに異なる構成原理が認められるので、前方後円墳とは別個の墳形と考えなければならない。その被葬者は一義的には中



第15図 変則的古墳及び関係古墳分布図

央の伴造階層の長であり、中央伴造を介して倭王権と政治的関係をもつことになった地方伴造の墓としても営まれた。また、地方最高首長の傍系一族などで、王権に対し何らかの功績のあった者の墓として営まれることもあった(『前方後円墳と帆立貝古墳』262~272頁)。円墳の被葬者層も小方部墳に準じ、ただ墳形としての確立は円墳の方が先行するものの、小方部墳の登場後はそれより格づけの劣る墳形として認識されたようである。

造出は、これを付設する古墳が古市、百舌鳥などの王陵区に所在する大王・王族墳以外ではきわめて少ないことから、一義的には大王、王族のための追善祭祀を執行する特別な場として創出された施設と考えるべきである。地方の古墳で造出を付設するものは、大型前方後円墳の場合は、地方最高首長にして子女が大王・王族に嫁して子を生し、外舅として大王に準ずる礼遇を受け造出の付設を認められたものと解される。帆立貝古墳などの中小古墳の場合は、対外戦によって珠功

をあげるなど倭王権に対し何らか絶大な功績のあった者に特に許されたものと考えている（『前方後円墳と帆立貝古墳』296～309頁）。

小方部墳が登場するのは集成編年の4期、暦年代では4世紀後葉から末ころであり、造出が定式化するのもほぼ同じころである。それ以降、5世紀代を通じて、また畿内においてもなお大型前方後円墳が存続する6世紀半ばころまでは、同様の意義づけによって小方部墳や造出をもつ古墳が築造されたものと思われる。

問題は、終末期に近い時期、しかも東国という僻遠の地の零細規模の古墳について、上述の性格づけをそのまま投影してよいかどうかという点である。物井古墳群や東南部の諸古墳の築造時期は6世紀後葉から7世紀前葉ころ、畿内では前方後円墳の築造は停止され、倭王権による全国の造墓統制策にも変化が生じた時期である。各墳形の性格づけや、墳形の指定基準にも変化があった可能性が考えられる。ただし、物井においても東南部の中小古墳においても、6歩差、3歩差の墳丘規格は忠実に守られていた。直接か間接かは別として、中央の造墓統制策の影響下に営まれたことは否定できない。

物井における各墳形及びその被葬者の性格に関しては慎重な検討が必要であろう。各墳形の指定基準も、特に古墳時代も終末に近くなれば何らかの変容は当然あり得たであろう。ただ、突出部墳Ⅰ～Ⅲの間にはそれぞれ明らかに墳丘形式上の格差が認められ、そのことは各古墳を築造した地域社会内では十分認識されていたものと思われる。

墳形に内在するこのような格差を考えると、円墳を含む各タイプの墳丘形式を、造墓主体者がそれぞれ好き勝手に選択できたとは考えにくい。中央からの直接的な指示にもとづくまでということではできないとしても、やはり何らか上位の権力機構による統制が及んでいたことはまちがいないと思われる。

物井においては、人形塚古墳と殿塚古墳とのあいだに認められたような、近隣の大古墳との濃密な関連性を見いだすことは難しい。唯一手がかりになりそうなのがS08で出土した下総型埴輪である。人物埴輪は、下海上国の最高首長墳である香取市（旧・小見川町）城山1号墳出土の埴輪と酷似するものであった。同じ時期にたまたま同じ工人（集団）に埴輪作りを発注したという偶然の結果かもしれないが、地方の小円墳でありながら質量ともに城山1号墳に匹敵する埴輪をもち得た背景に、両古墳の被葬者間に密接な政治的関係

があって、埋葬祭祀を共有するに至った可能性も絶無とはいえないだろう。

もともと香取海をとりまく周縁地域では、常総型石枕や変則的古墳、下総型埴輪など特有の埋葬習俗が共有されている（第15図）。単に文化要素を共にするだけでなく、その背景に沿岸の諸集団間における広範かつ緊密な政治的ネットワークの存在を考慮しなければならないことはいうまでもない。もとより、地域的にみれば竜角寺古墳群や公津原古墳群の盟主墳に葬られたような、印旛国における国造級有力首長との政治関係にもとづいて物井の諸古墳は築造されたと考えるのが至当である。ただ、舟運によって沿岸諸地域の交流が頻繁かつ錯綜したものであったとすれば、下海上国の首長と主従関係を結び、死後古墳の表飾を同じくしたような事情も想定できないことではない。

いずれにしろ物井古墳群における墳形ごとの被葬者像に関しては、新久遺跡、出口遺跡内の古墳が未報告の段階で軽々しく見通しを述べることは控えた方がよさそうである。ただ、古墳時代後期から終末期にかけての小規模古墳においても24等分値企画法が確認され、墳丘規格に関しては、墳形にかかわらず古墳尺6歩ないし3歩差の全国一律の墳丘規格の序列に従って築造されている事実は否定し難い。この時期に至ってもなお、東国という後進的地域社会の内部においては、倭王権による全国的造墓管理政策の余習はなお命脈を保っていたといえることができる。

#### おわりに

畿内では、6世紀末には前方後円墳の築造が停止され、被葬者生前の倭王権内における位置づけを、その死後に古墳の墳形と規模によって表示し、そのことに何らか現実的利益も付随するという古墳時代の体制は終焉を迎える。推古11年（西暦603年）の冠位十二階の制定によって、世襲職制にもとづく諸氏の伝統的地位が冠位によって生前から明示されることとなり<sup>25)</sup>、中央貴族の間においては、名実ともに旧来の古墳築造の政治的意義は失われる。

しかし、冠位制が及んだのは畿内及びその周辺のごく一部であり、東国のような僻遠地の在地豪族は、冠位を授かり中央貴族化するという途を閉ざされ、依然として古墳造りに一定の政治的意義を見いだす旧体制下の観念をもち続けた。

物井古墳群や東南部の古墳の多くは、このような造墓思想の転換期に築造された。各古墳は、限られた墳

形、墳形ごとの形態上の全国一律の規範、6歩ないし3歩差の限定的な主丘部規格によって築造されており、旧来の倭王権による造墓指定内容に倣っているのは明らかである。ただ、果たしてこの時期に至ってもなお中央からの直接、間接の統制に従ったものなのか、それとも在地の国造級最高首長層の独断で、地域掌握のための方策として、旧来の慣行の有効活用が図られたものであるのか、どちらとも決しかねる。

この問題は、国造制の施行時期や、その地域支配権の内容にも関わる重要な課題であると思われる。国造による地域支配の実態に迫るためには、この時期の地方中小古墳の形態と規模がどのようなかを綿密に分析する必要がある。今回筆者が行ったような、地域ごとの精細な分析作業が、有効かつ不可欠なものとなる。

物井古墳群でも東南部でも、円墳、突出部墳ともに主丘部規格は径18歩(24.7m)がほぼ最大であった。これを超えるものは物井にはなく、東南部でも円丘系主丘部をもつ古墳146基中6基にすぎなかった。物井では径18歩が最大規格であり、東南部でも18歩以上の円丘系古墳は全体の15%ほどにとどまる。

両古墳群とも、群中あるいは近辺にも60m超級の前方後円墳はなく、国造クラスの地域最高首長層の墓域とは認められない。そのような集団にとっては、径18歩という主丘部規格がほぼ最大の規格と位置づけられ、これを超える規格はかなり例外的な存在であったことが理解される。このような結果を踏まえると、地域間、古墳群間あるいは古墳群内における墳丘規格のあり方を厳密に確定することによって、中小政治勢力間の勢力地図や、その内部における権力構造を復元する途が開かれるものと思われる。

下総の一部地域において、主丘部規格の選定に一定の基準が存在したことは間違いなく、少なくとも下総一円に及ぶこともまた確実と考えている。このような墳丘規格の統制が地域的にどの程度の広がりをもっていたのか、地域によって中小古墳の規格はどの程度と定められていたのか、この点を広範に確認していく必要性を痛感する。ただ、今回行ったような墳形及び墳丘規格の厳密な確定作業を、東国一円あるいは全国の群集墳を対象として実施するのは、一個人で到底なし得るものではない。各地の古墳研究者による同様の取り組みを期待して、今はひとまず筆を擱くこととした。

## 注

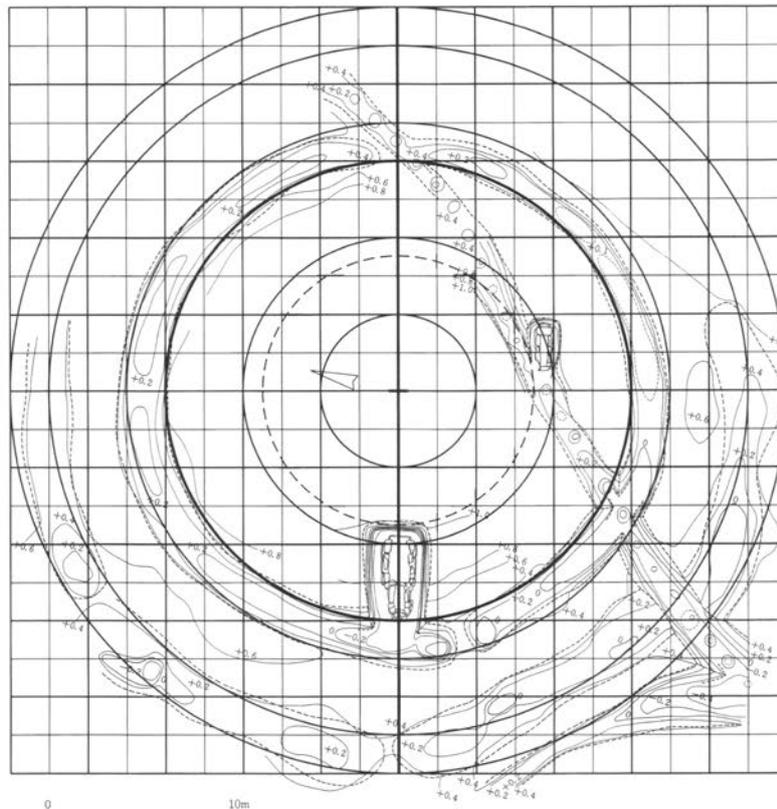
- 1) 沼澤 豊『四街道市清水遺跡—物井地区埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅶ—』2009年、(財)千葉県教育振興財団
- 2) 渡辺修一「群集小古墳の設計規格と規制」『四街道市内黒田遺跡群』第2分冊331～336頁、1991年、(財)千葉県文化財センター
- 3) 筆者の築造企画論の全容については沼澤『前方後円墳と帆立貝古墳』(2006年、雄山閣)にまとめたので参照されたい。
- 4) 糸川道行ほか『佐倉市池向遺跡』1995年、(財)千葉県文化財センター
- 5) 市毛 勲「東国における墳丘裾に内部施設を有する古墳について」『古代』第41号、19～26頁、1963年
- 6) 沼澤 豊「円墳築造の企画性」『研究連絡誌』第56号、1～13頁、2000年、(財)千葉県文化財センター
- 7) 『前方後円墳集成』(近藤義郎編、山川出版社)は一律後者の立場をとる。なお、この問題に関しては次の文献で詳述した。  
沼澤 豊「円墳・帆立貝古墳・前方後円墳」『前期・中期における大型円墳の位置と意味』26～28頁、2008年、東北・関東前方後円墳研究会
- 8) 沼澤 豊「千葉市人形塚古墳のいわゆる地割線について」『研究連絡誌』第69号、1～11頁、2008年、(財)千葉県教育振興財団
- 9) 沼澤 豊「古墳築造企画の普遍性と地域色—栃木県における基壇を有するとされる古墳をめぐって—」『古代』第114号、1～57頁、2004年
- 10) 江浦洋ほか『蔵塚古墳—南阪名道路建設に伴う後期前方後円墳の発掘調査—』1998年、(財)大阪府文化財センター
- 11) 星龍象ほか『物井1号墳発掘調査報告書』1982年、四街道市教育委員会
- 12) 白井久美子「おゆみ野の古墳群」『研究連絡誌』第70号、25～32頁、2009年、(財)千葉県教育振興財団  
同論の集計(27頁)では309基とあるが、その中には大覚寺山古墳など開発区域外の古墳が6基含まれており、本論ではこれらは除外している。本文中での墳形別の集計も、地区外古墳を除いた数値である。
- 13) 『東南部35』の第46表「生実・椎名崎古墳群調査古墳一覧」(416～425頁)による。
- 14) 東南部の報告書では、墳丘表土を除去し周溝を掘りあげた段階で等高線図が作成され、その図に見かけ上の周溝上端、下端線が二色刷りで記入されている。したがって等高線と上端、下端線が重なって分かりにくいので、周溝の内外周の上端線のあいだにスクリーントーンを貼り企画図とした。
- 15) 田中英世『千葉市鎌取場台遺跡』2007年、(財)千葉市教育振興財団  
この古墳は、わずかに東南部地区外(10mほど)に位置するが、地区内と一連の古墳群に属す。
- 16) 石枕を出土した上赤塚I号墳13(5期)も、確定は困難だが、この規格の可能性が最も高いと考えている。
- 17) 沼澤 豊「前方後円墳の墳丘規格に関する研究」『考古学雑誌』第89巻第2～4号、2005年
- 18) 沼澤 豊「前方後円墳築造企画論」『季刊考古学』第104～109号、2008～2009年
- 19) 沼澤 豊「帆立貝式古墳築造企画論」『季刊考古学』第79～89号、2002～2004年  
のち、沼澤『前方後円墳と帆立貝古墳』に所収。

- 20) 西嶋定生「古墳と大和政権」『日本国家の起源』（『現代のエスプリ』第6号）、216・254頁、1964年
- 21) 沼澤 豊「円墳の規模と序列」『研究連絡誌』第59号、29～32頁、2000年、(財)千葉県文化財センター
- 22) 城倉正洋「人形塚古墳出土埴輪の分析」『東南部35』461～483頁、2006年
- 23) 殿塚古墳の当初プラン復元案については別に公表する予定である。
- 24) 東国舎人（いわゆるB型舎人）は、国造級豪族の子弟が若干の従者を随行する程度で出仕して大王や王族の側近に仕える大王家直属の兵力であり、「天皇や皇子が、自分の身体と地位の安全のために、直属の武力の強化」を図ったものとされる。B型舎人の出現は6世紀に入ってからで、東国国造はその地位の安定のため舎人の派遣を世襲化したとされる。
- 6世紀、中でもその後半に、関東地方では他地域にくらべ際立って多くの前方後円墳が築造された。大半が墳長50～60m程度かそれ以下の中小規模の古墳であるが、その被葬者に舎人として大王家に出仕した国造一族の者やその従者を想定して大きな誤りはないであろう（沼澤『前方後円墳と帆立貝古墳』275～293頁）。
- 舎人に関しては、直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』107～135頁（1968年、吉川弘文館）による。

- 25) 関 見「推古朝政治の性格」『論集日本歴史1 大和王権』214～217頁、1973年、有精堂出版

参考文献（東南部地区報告書）

- 1 1975 『千葉東南部ニュータウン1—椎名崎古墳群（第1次）—』  
以下、シリーズ番号と副書名、刊行年のみ記載。
- 4 1977 『生浜古墳群』
- 8 1979 『ムコアラク遺跡・小金沢古墳群』
- 10 1982 『小金沢貝塚』
- 11 1981 『六通金山遺跡』
- 12 1983 『南二重堀遺跡』
- 13 1982 『上赤塚1号墳・狐塚古墳群』
- 14 1983 『バクチ穴遺跡・有吉遺跡（第3次）・有吉南遺跡』
- 15 1984 『馬ノ口遺跡・有吉城跡・白鳥台遺跡』
- 21 1999 『有吉遺跡（第4次）・高沢古墳群』
- 25 2002 『有吉城I』
- 32 2005 『小金沢古墳群2』
- 33 2005 『椎名崎古墳群C支群』
- 35 2006 『椎名崎古墳群B支群』
- 38 2008 『神明社裏遺跡2（縄文時代以降）』



参考図 椎名崎A-2号墳企画図（径18歩・24.7m） 1/400

論末に余白が生じたので、本文中で何度か触れた椎名崎A-2号墳の企画図を掲示する。本文17頁での指摘のとおり、東南部で二重周溝をもつのは前方後円墳である人形塚古墳と小方部墳（帆立貝古墳）の神明社裏1号墳、そして円墳である本古墳の3基だけである。（初校時に記す）